




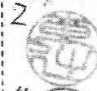


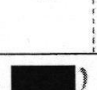
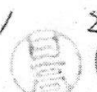

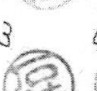












審理室決裁文書







起案日	2008年 2月27日	決裁日	20. 3. 7	記号番号	課審1-1 ほかに課令同	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類	
					事務運営指針	
					基礎通達	
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官	
記事						
整理欄					審査	
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長		
	課税部長	審理室長	課長補佐	審査評価係長	起案者 審理総括係長	
			     	   		
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏 (内務 ■■■)					
発送区分		配付基準				
官印押印済		確認		発送日	年 月 日	
文書類	5課税	1法令・通達	6事務運営指針			
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類					
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類					
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年			
保存期間	10年（最終改正後）					
開示判定	開示	不開示の根拠条文				

審理室決裁文書














起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  課税総括課長  課税企画官 	課長補佐  課長補佐  	係長 	起案者 審理総括係長 
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税	1法令・通達	6事務運営指針		
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年		
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			













審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  個人課税課長 	課長補佐  課長補佐 	係取 	起案者 審理総括係長 
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示		不開示の根拠条文		




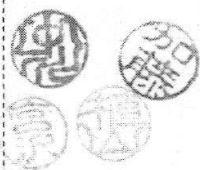

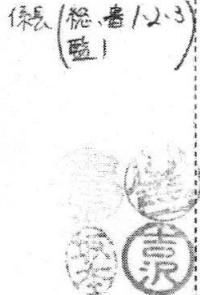



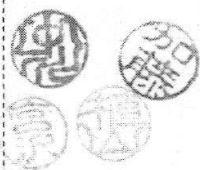

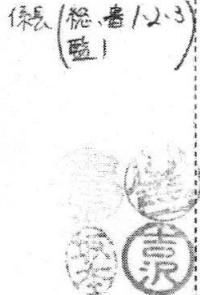



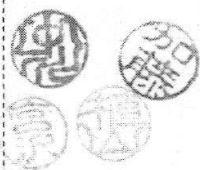

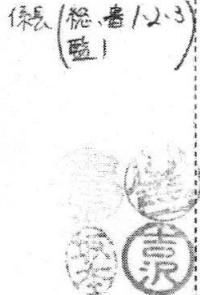
審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  法人課税課長 	課長補佐  課長補佐    	    	起案者 審理総括係長 
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示		不開示の根拠条文		






審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  消費税室長 	課長補佐  課長補佐 	    	起案者 審理総括係長 
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示		不開示の根拠条文		

審理室決裁文書












起案日	2008年 2月27日	決裁日	2008年 2月27日	記号番号					
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類				
					事務運営指針				
					基礎通達				
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官				
記事									
整理欄					審査				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;"></td> <td style="width:25%; text-align: center;">                 審理室長                    資産課税課長   </td> <td style="width:25%; text-align: center;">                 課長補佐                    課長補佐 専門官   </td> <td style="width:25%; text-align: center;">                 起案者                  審理総括係長                    係長 (総務/2.3)   </td> </tr> </table>							審理室長  資産課税課長 	課長補佐  課長補佐 専門官 	起案者 審理総括係長  係長 (総務/2.3) 
	審理室長  資産課税課長 	課長補佐  課長補佐 専門官 	起案者 審理総括係長  係長 (総務/2.3) 						
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏								
発送区分	配付基準								
官印押印済	確認			発送日	年 月 日				
文書分類	5課税	1法令・通達	6事務運営指針						
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類								
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類								
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年						
保存期間	10年（最終改正後）								
開示判定	開示	不開示の根拠条文							

審理室決裁文書









起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長 	課長補佐 	起案者 審理総括係長 	
		資産評価企画官 	企画官補佐 		
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税	1法令・通達	6事務運営指針		
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年		
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			



審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	2008年 2月28日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）			文書類	
				事務運営指針	
				基礎通達	
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長		発信者	国税庁長官	
記事					
整理欄				審査	
		審理室長 	課長補佐 	起案者 審理総括係長 	
		酒税課長 	課長補佐 (総括、監核) 	係長 	
		酒税企画官 			
					
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分	配付基準				
官印押印済	確認			発送日	年 月 日
文書類	5課税	1法令・通達		6事務運営指針	
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年		
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			

審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  調査課長 	課長補佐  課長補佐  主 査 	起案者 審理総括係長  係長  	
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税	1法令・通達	6事務運営指針		
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年		
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			

## 伺　　い

文書回答手続は、納税者サービスの一環として、具体的な取引等に係る税法の適用等に関して、文書による回答を求める納税者からの申告期限前の照会（以下「事前照会」という。）に対して、一定の要件の下、回答を文書で行うとともに、その内容を公表することにより、他の納税者に対しても税法の適用等に関する予測可能性を与えることを目的として実施している。

今回、この文書回答手続について、納税者利便の一層の向上及び事務処理の適正化の観点から、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。

○（注）なお、「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）については、本事務運営指針の改正と同時に発遣することを予定している。

配 付 要 領	総	個	資	法	諸	酒	管	徴	調	査
		a	a	a	a	a			a	a

(法)

課審1-0 /  
 課総2-0 /  
 課個1-0 2  
 課資1-0 6  
 課法1-0 //  
 課酒1-0 /  
 課評1-0 /  
 課消1-0 5  
 査調1-0 4  
 平成20年〇月〇日  
 3 7

各 国 税 局 長  
 国 税 局 長  
 殿  
 仲 縄 国 税 事 務 所 長

← 国 税 庁 長 官

公印を押し余白を  
空ける。

「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」  
 の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、平成20年4月1日以後に受け付けた事前照会に対する文書回答手続等については、これにより適切に実施されたい。

（趣旨）

事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について、納税者利便の一層の向上及び事務処理の適正化の観点から、所要の整備を行うものである。

記

紙  
 別添1及び2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

(別添1)  
紙

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>標題のことについて、下記のとおり定めたから、平成 14 年 7 月 10 日以降は、これにより適切に実施されたい。</p> <p>なお、平成 13 年 6 月 22 日付課総 1 - 19 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の実施について（事務運営指針）」は、平成 14 年 7 月 9 日をもって廃止する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>事前照会に対する文書回答は、納税者サービスの一環として、個別の取引、事実等（以下「取引等」という。）に係る税務上の取扱い等に関する事前照会に対する回答を文書により行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。</p> <p>今般、東京国税局及び大阪国税局の課税第一部に審理課、その他の国税局の課税（第一）部に審理官が設置されることに伴い、平成 14 事務年度以後の事前照会に対する文書回答に係る事務処理手続等を定めたものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲 文書回答の趣旨を踏まえ、次の要件のすべてを満たす事前照会に対して、</p>	<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>標題のことについて、下記のとおり定めたから、平成 14 年 7 月 10 日以降は、これにより適切に実施されたい。</p> <p>なお、平成 13 年 6 月 22 日付課総 1 - 19 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の実施について（事務運営指針）」は、平成 14 年 7 月 9 日をもって廃止する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>事前照会に対する文書回答は、納税者サービスの一環として、個別の取引、事実等（以下「取引等」という。）に係る税務上の取扱い等に関する事前照会に対する回答を文書により行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。</p> <p>今般、東京国税局及び大阪国税局の課税第一部に審理課、その他の国税局の課税（第一）部に審理官が設置されることに伴い、平成 14 事務年度以後の事前照会に対する文書回答に係る事務処理手続等を定めたものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲 文書回答の趣旨を踏まえ、次の要件のすべてを満たす事前照会に対して、</p>



改 正 後	改 正 前
<p>事前照会者の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p>ただし、国税に関する法令に定める承認申請等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答など、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p>(1) 事前照会者が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する事前照会であること</p> <p>(2) 申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の事前照会であること</p> <p>(3) 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくものではなく、実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること</p> <p><u>(注) 「複数の選択肢がある事実関係に基づくものではなく」とは、一つの照会文書において前提としている事実関係が複数ではなく一つであることをいう。</u></p> <p>(4) 事前照会者が、事前照会の申出の際に、後記3(2)のイからチまでの事項を記載した書面並びにリ及びヌの書類を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出に応じること</p> <p>(5) 照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することについて、事前照会者が同意していること</p> <p>(6) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する事前照会でないこと</p> <p>(7) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと</p> <p>(8) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと</p>	<p>事前照会者の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p>ただし、国税に関する法令に定める承認申請等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答など、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p>(1) 事前照会者が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する事前照会であること</p> <p>(2) 申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の事前照会であること</p> <p>(3) 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくものではなく、実際に行われた又は<u>確実に</u>行われる取引等に係る事前照会であること</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 事前照会者が、事前照会の申出の際に、後記3(2)のイからチまでの事項を記載した書面並びにリ及びヌの書類を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出に応じること</p> <p>(5) <u>事前照会者名</u>、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することについて、事前照会者が同意していること</p> <p>(6) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する事前照会でないこと</p> <p>(7) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと</p> <p>(8) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(9) 以上のほか、事前照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの</p> <p>ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</p> <p>ハ 事前照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの</p> <p>ニ 事前照会に係る取引等と同様の事案について、税務調査中・不服申立て中・税務訴訟中である等、税務上の紛争等が生じているもの</p> <p>ホ 事前照会に係る取引等について、取引等関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの</p> <p>ヘ 同族会社等の行為又は計算の否認等に関わる取引等、通常の経済取引としては不合理と認められるもの</p> <p>ト 税の軽減を主要な目的とするもの</p> <p>チ 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>リ 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等（当該国、地域に住所又は居所を有する個人及び当該国、地域に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。）であるもの</p> <p>ヌ 上記イからリまでのほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもの</p> <p>（例示）</p> <p>① 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、国税に関する法令の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</p> <p>② 事前照会の前提となる国税に関する法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合</p>	<p>(9) 以上のほか、事前照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの</p> <p>ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</p> <p>ハ 事前照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの</p> <p>ニ 事前照会に係る取引等と同様の事案について、税務調査中・不服申立て中・税務訴訟中である等、税務上の紛争等が生じているもの</p> <p>ホ 事前照会に係る取引等について、取引等関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの</p> <p>ヘ 同族会社等の行為又は計算の否認等に関わる取引等、通常の経済取引としては不合理と認められるもの</p> <p>ト 税の軽減を主要な目的とするもの</p> <p>チ 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>リ 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等（当該国、地域に住所又は居所を有する個人及び当該国、地域に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。）であるもの</p> <p>ヌ 上記イからリまでのほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもの</p> <p>（例示）</p> <p>① 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、国税に関する法令の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</p> <p>② 事前照会の前提となる国税に関する法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>③ 法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合</p> <p>2 事務処理体制の概要</p> <p>事前照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 照会文書の受付窓口</p> <p>事前照会は、原則として、事前照会者の照会内容に係る税目の納税地の所轄税務署（以下「署」という。）において受け付ける。</p> <p>ただし、次に掲げる事前照会は、それぞれ次に定める署又は国税局（沖縄国税事務所を含む。以下「局」という。）の部署において受け付ける。</p> <p>イ 調査課所管法人の法人税及び消費税の事前照会</p> <p>当該法人を所管する局の調査管理課（関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局にあっては調査審理課、沖縄国税事務所にあっては調査課をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 酒税の事前照会</p> <p>その酒類等の製造場等又は酒類の販売場の所在地の所轄署。ただし、その酒類の製造場等が局所管酒類製造場等である場合は、当該製造場等の所在地の所轄局の酒税課（沖縄国税事務所にあっては間税課をいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 間接諸税（印紙税を除く。）の事前照会</p> <p>その製造場等の所在地の所轄局の消費税課（沖縄国税事務所にあっては間税課をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 局における審査事務の体制</p> <p>署又は局の部署で受け付けた事前照会は、局の審理課（審理課が設置されていない局にあっては審理官、沖縄国税事務所にあっては課税総括課をいう。以下同じ。）で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査</p>	<p>③ 法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合</p> <p>2 事務処理体制の概要</p> <p>事前照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 照会文書の受付窓口</p> <p>事前照会は、原則として、事前照会者の照会内容に係る税目の納税地の所轄税務署（以下「署」という。）において受け付ける。</p> <p>ただし、次に掲げる事前照会は、それぞれ次に定める署又は国税局（沖縄国税事務所を含む。以下「局」という。）の部署において受け付ける。</p> <p>イ 調査課所管法人の法人税及び消費税の事前照会</p> <p>当該法人を所管する局の調査管理課（関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局にあっては調査審理課、沖縄国税事務所にあっては調査課をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 酒税の事前照会</p> <p>その酒類等の製造場等又は酒類の販売場の所在地の所轄署。ただし、その酒類の製造場等が局所管酒類製造場等である場合は、当該製造場等の所在地の所轄局の酒税課（沖縄国税事務所にあっては間税課をいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 間接諸税（印紙税を除く。）の事前照会</p> <p>その製造場等の所在地の所轄局の消費税課（沖縄国税事務所にあっては間税課をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 局における審査事務の体制</p> <p>署又は局の部署で受け付けた事前照会は、局の審理課（審理課が設置されていない局にあっては審理官、沖縄国税事務所にあっては課税総括課をいう。以下同じ。）で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査</p>



改 正 後	改 正 前
<p>管理課（以下「主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。</p> <p>ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。</p> <p>(3) 庁への上申又は進達</p> <p>局は、2(2)の事前照会のうち重要な先例となるような事案については国税庁（以下「庁」という。）の審理室又は酒税課へ上申するほか、当該事案のうち庁において審査すべきと判断されるものについては庁へ進達する。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要な先例となる事案とは、例えば、次のようなものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 新たに創設された税制に関連した取引等に関する照会で、その取扱いが明らかにされていないもの</li> <li>ロ 新たな金融商品に関する課税関係の照会で、多数の法律関係が絡む等のため、局における判断が困難と認められるもの</li> </ol> </li> <li>2 庁において審査すべきものとは、例えば、その内容が全国的に波及し、解釈や取扱いを統一する必要があるものをいう。</li> </ol> <p>3 事前照会時の対応及び提出書類等</p> <p>国税に関する法令の適用等に関して、事前照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、次のように対応する。</p> <p>(1) 照会応答担当者（2(1)の署又は局の部署において、照会事項に対する応答事務を担当する者として、局の主務課等（酒税課を含む。）が指定した者をいう。以下同じ。）は、事前照会者に対して、本手続の趣旨・要件等を適切に説明する。</p> <p>(注) 事前照会者の納税地の所轄署（局）以外の署（局）（以下「所轄外部署」という。）に対して事前照会があった場合には、所轄外部署の照会応答担当者は、事前照会者に対して、事前照会の窓口は2(1)に定める部署である旨説明するとともに、事前照会があった旨等を</p>	<p>管理課（以下「主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。</p> <p>ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。</p> <p>(3) 庁への上申又は進達</p> <p>局は、2(2)の事前照会のうち重要な先例となるような事案については国税庁（以下「庁」という。）の審理室又は酒税課へ上申するほか、当該事案のうち庁において審査すべきと判断されるものについては庁へ進達する。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要な先例となる事案とは、例えば、次のようなものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 新たに創設された税制に関連した取引等に関する照会で、その取扱いが明らかにされていないもの</li> <li>ロ 新たな金融商品に関する課税関係の照会で、多数の法律関係が絡む等のため、局における判断が困難と認められるもの</li> </ol> </li> <li>2 庁において審査すべきものとは、例えば、その内容が全国的に波及し、解釈や取扱いを統一する必要があるものをいう。</li> </ol> <p>3 事前照会時の対応及び提出書類等</p> <p>国税に関する法令の適用等に関して、事前照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、次のように対応する。</p> <p>(1) 照会応答担当者（2(1)の署又は局の部署において、照会事項に対する応答事務を担当する者として、局の主務課等（酒税課を含む。）が指定した者をいう。以下同じ。）は、事前照会者に対して、本手続の趣旨・要件等を適切に説明する。</p> <p>(注) 事前照会者の納税地の所轄署（局）以外の署（局）（以下「所轄外部署」という。）に対して事前照会があった場合には、所轄外部署の照会応答担当者は、事前照会者に対して、事前照会の窓口は2(1)に定める部署である旨説明するとともに、事前照会があった旨等を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>同部署に対して速やかに連絡する。</p> <p>(2) 照会応答担当者は、照会内容が明らかに1に掲げる要件を満たしていないと判断される場合を除き、次のイからチまでの事項を記載した書面並びにリ及びヌの書類（「次のイからチまでの事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。）を提出することにより本手続に基づく事前照会ができる旨及び審査の結果次第では、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を、事前照会者に対して説明する。</p> <p>(注) 照会内容が明らかに1に掲げる要件を満たしていないと判断される場合にあつては、本手続の趣旨・要件等に照らし文書回答は行わない旨説明する。</p> <p>イ 法令解釈・適用上の疑義の要約及びこれに対する事前照会者の求める見解の内容</p> <p>ロ 照会事項に関する取引等関係者の名称（すべて実名とする。）、取引等における権利・義務関係などの具体的な事実関係</p> <p>ハ 3(2)ロの事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる事前照会者の求める見解となること理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）</p> <p>ニ 取引等に係る申告期限又は納期限</p> <p>ホ 関係する法令条項等</p> <p>ヘ 審査に必要な資料の提出に事前照会者が同意する旨</p> <p>ト 照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することについて、事前照会者が同意する旨</p> <p>チ 照会文書のうちに、日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、局の審理課又は酒税課の求めに応じて、照会文書</p>	<p>同部署に対して速やかに連絡する。</p> <p>(2) 照会応答担当者は、照会内容が明らかに1に掲げる要件を満たしていないと判断される場合を除き、次のイからチまでの事項を記載した書面並びにリ及びヌの書類（「次のイからチまでの事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。）を提出することにより本手続に基づく事前照会ができる旨及び審査の結果次第では、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を、事前照会者に対して説明する。</p> <p>(注) 照会内容が明らかに1に掲げる要件を満たしていないと判断される場合にあつては、本手続の趣旨・要件等に照らし文書回答は行わない旨説明する。</p> <p>イ 法令解釈・適用上の疑義の要約及びこれに対する事前照会者の求める見解の内容</p> <p>ロ 照会事項に関する取引等関係者の名称（すべて実名とする。）、取引等における権利・義務関係などの具体的な事実関係</p> <p>ハ 3(2)ロの事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる事前照会者の求める見解となること理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）</p> <p>ニ 取引等に係る申告期限又は納期限</p> <p>ホ 関係する法令条項等</p> <p>ヘ 審査に必要な資料の提出に事前照会者が同意する旨</p> <p>ト <u>事前照会者名</u>、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することについて、事前照会者が同意する旨</p> <p>チ 照会文書のうちに、日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、局の審理課又は酒税課の求めに応じて、照会文書</p>



改 正 後	改 正 前
<p>に加え、その内容を網羅的に日本語に翻訳した資料（当該翻訳の責任者名の記述を含む。）を提出することに事前照会者が同意する旨</p> <p>リ 事前照会に係る取引等に関するすべての契約書及び審査に必要と思われる資料等の写し等関係書類</p> <p>ヌ チェックシート（取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用）（別紙1-4の様式参照）</p>	<p>に加え、その内容を網羅的に日本語に翻訳した資料（当該翻訳の責任者名の記述を含む。）を提出することに事前照会者が同意する旨</p> <p>リ 事前照会に係る取引等に関するすべての契約書及び審査に必要と思われる資料等の写し等関係書類</p> <p>ヌ チェックシート（取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用）（別紙1-4の様式参照）</p>
<p>4 受理時の形式審査事務等</p> <p>(1) 形式審査事務及び補正要求事務</p> <p>イ 照会応答担当者は、照会文書を受理した場合には、形式審査表（別紙2の様式参照）により、当該照会文書に3(2)イからチまでの事項の記載があること並びにリ及びヌの書類の提出があることを確認し、その記載事項に不明な点があるとき又は必要な参考資料が不足しているときには、事前照会者に対して記載事項の補正又は参考資料の提出等を速やかに求めるとともに、当該照会文書に基づき所要事項を一般事務整理簿に記載する。</p> <p>また、照会応答担当者は、事前照会者に対して、次の事項を確実に伝える。</p> <p>(イ) 審査の状況等によっては、文書回答を行う前に申告期限等が到来する場合が生じるが、この場合には、実際に提出された申告に基づき事実関係等を審理する必要があるため、事前照会に対する文書回答は行わない旨</p> <p>(ロ) 事前照会に対する文書回答がないことを理由に申告期限や納期限が延長されることはない旨</p> <p>(ハ) 事前照会に対する文書回答については、不服申立ての対象とはならない旨</p> <p>(注) 事前照会者から所轄外部署に照会文書の提出があった場合には、所轄外部署から所轄署（局）へ当該照会文書を速やかに移</p>	<p>4 受理時の形式審査事務等</p> <p>(1) 形式審査事務及び補正要求事務</p> <p>イ 照会応答担当者は、照会文書を受理した場合には、形式審査表（別紙2の様式参照）により、当該照会文書に3(2)イからチまでの事項の記載があること並びにリ及びヌの書類の提出があることを確認し、その記載事項に不明な点があるとき又は必要な参考資料が不足しているときには、事前照会者に対して記載事項の補正又は参考資料の提出等を速やかに求めるとともに、当該照会文書に基づき所要事項を一般事務整理簿に記載する。</p> <p>また、照会応答担当者は、事前照会者に対して、次の事項を確実に伝える。</p> <p>(イ) 審査の状況等によっては、文書回答を行う前に申告期限等が到来する場合が生じるが、この場合には、実際に提出された申告に基づき事実関係等を審理する必要があるため、事前照会に対する文書回答は行わない旨</p> <p>(ロ) 事前照会に対する文書回答がないことを理由に申告期限や納期限が延長されることはない旨</p> <p>(ハ) 事前照会に対する文書回答については、不服申立ての対象とはならない旨</p> <p>(注) 事前照会者から所轄外部署に照会文書の提出があった場合には、所轄外部署から所轄署（局）へ当該照会文書を速やかに移</p>

改 正 後	改 正 前
<p>送し、所轄署（局）において処理するとともに、移送を行った旨を事前照会者に対して伝える。</p> <p>ロ 照会応答担当者は、当該照会文書に係る事前照会が1(1)から(8)までに掲げる要件を満たすものであるか否かを可能な限り確認し、文書回答の対象とならない事前照会に当たると考えられる場合には、事前照会者に対して、文書回答の趣旨や範囲等を説明した上で、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を伝えるなど適切に対応する。</p> <p>(注) 文書回答を行わない場合であっても、口頭による回答が可能な事前照会については、内容を審査して、口頭による回答を行うことに配慮する。</p> <p>(2) 取下書処理事務</p> <p>事前照会者から、事前照会に係る取引等の中止や前提となる事実関係の変更等により、当該照会文書を取り下げたい旨の申出があった場合には、照会応答担当者は、取下書（任意様式。以下同じ。）の提出を求める。照会応答担当者は、取下書を受理した場合には、その処理のてん末を一般事務整理簿に記載し、当該取下書に係る照会文書とともに、日付順又は項目別に編てつし、<u>文書回答関係書類</u>として保存する。</p> <p>(3) 局審理課等への進達事務等</p> <p>照会応答担当者は、受理した照会文書（取下書の提出があったものを除く。）を、受理後1週間以内を目途に、形式審査表の写しを添付した上で、局の審理課又は酒税課へ進達又は回付する。</p> <p>(注) 局への進達後に、事前照会者から署に対して取下書の提出があった場合には、局に対し、取下書の原本を速やかに回付する。</p> <p>5 局における審査事務等</p> <p>(1) 形式審査事務及び補正要求事務</p> <p>局の審理課又は酒税課の文書回答担当者（照会文書に係る審査事務及</p>	<p>送し、所轄署（局）において処理するとともに、移送を行った旨を事前照会者に対して伝える。</p> <p>ロ 照会応答担当者は、当該照会文書に係る事前照会が1(1)から(8)までに掲げる要件を満たすものであるか否かを可能な限り確認し、文書回答の対象とならない事前照会に当たると考えられる場合には、事前照会者に対して、文書回答の趣旨や範囲等を説明した上で、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を伝えるなど適切に対応する。</p> <p>(注) 文書回答を行わない場合であっても、口頭による回答が可能な事前照会については、内容を審査して、口頭による回答を行うことに配慮する。</p> <p>(2) 取下書処理事務</p> <p>事前照会者から、事前照会に係る取引等の中止や前提となる事実関係の変更等により、当該照会文書を取り下げたい旨の申出があった場合には、照会応答担当者は、取下書（任意様式。以下同じ。）の提出を求める。照会応答担当者は、取下書を受理した場合には、その処理のてん末を一般事務整理簿に記載し、当該取下書に係る照会文書とともに、日付順又は項目別に編てつし、<u>事前照会関係書類</u>として保存する。</p> <p>(3) 局審理課等への進達事務等</p> <p>照会応答担当者は、受理した照会文書（取下書の提出があったものを除く。）を、受理後1週間以内を目途に、形式審査表の写しを添付した上で、局の審理課又は酒税課へ進達又は回付する。</p> <p>(注) 局への進達後に、事前照会者から署に対して取下書の提出があった場合には、局に対し、取下書の原本を速やかに回付する。</p> <p>5 局における審査事務等</p> <p>(1) 形式審査事務及び補正要求事務</p> <p>局の審理課又は酒税課の文書回答担当者（照会文書に係る審査事務及</p>

改 正 後	改 正 前
<p>び文書回答事務を担当する者をいう。以下同じ。)は、進達又は回付された照会文書が文書回答の要件等(1(9)に掲げる要件を含む。)を満たすものであるか否かを、4(1)に準じて改めて審査を行う。</p> <p>形式審査の結果、当該事前照会が文書回答の対象とならない事前照会に該当する場合には、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ」(別紙7の様式参照)を作成し、事前照会者に対して送付する。</p> <p>なお、実質審査を要するものについては、必要に応じて、関係する主務課等へ照会文書の写しを交付する。</p> <p>(2) 実質審査事務</p> <p>イ 実質審査の担当</p> <p>文書回答に当たっての実質審査は、当該事前照会に係る税目を担当している局の審理課又は酒税課の文書回答担当者が行うが、複数税目にかかわる事案については、事案ごとに起案担当者を定めた上で、該当税目の担当者による合議体において、一体的に取り組むこととする。</p> <p>なお、相続税等の財産評価に関する照会のうち、平成12年6月5日付課評1-5ほか2課共同「財産評価基本通達第5項《評価方法の定めのない財産の評価》及び第6項《この通達の定めにより難い場合の評価》の運用について」(事務運営指針)において局の資産評価官に連絡するものとして定められている事案を把握した場合には、同事務運営指針に定めるところに従い、速やかに局の資産評価官に連絡し、処理方針等について協議する。</p> <p>また、局の審理課に消費税及び間接諸税(以下「消費税等」という。)の専担者が配置されていない局における消費税等に関する事前照会については、原則として所得税又は法人税の担当者が事案を担当することとなるが、審査等に当たっては、局の消費税課との連絡・協調を密にして、次により行うこととする。</p> <p>(イ) 消費税に関する事案については、実質審査の早期の段階から局の</p>	<p>び文書回答事務を担当する者をいう。以下同じ。)は、進達又は回付された照会文書が文書回答の要件等(1(9)に掲げる要件を含む。)を満たすものであるか否かを、4(1)に準じて改めて審査を行う。</p> <p>形式審査の結果、当該事前照会が文書回答の対象とならない事前照会に該当する場合には、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ」(別紙7の様式参照)を作成し、事前照会者に対して送付する。</p> <p>なお、実質審査を要するものについては、必要に応じて、関係する主務課等へ照会文書の写しを交付する。</p> <p>(2) 実質審査事務</p> <p>イ 実質審査の担当</p> <p>文書回答に当たっての実質審査は、当該事前照会に係る税目を担当している局の審理課又は酒税課の文書回答担当者が行うが、複数税目にかかわる事案については、事案ごとに起案担当者を定めた上で、該当税目の担当者による合議体において、一体的に取り組むこととする。</p> <p>なお、相続税等の財産評価に関する照会のうち、平成12年6月5日付課評1-5ほか2課共同「財産評価基本通達第5項《評価方法の定めのない財産の評価》及び第6項《この通達の定めにより難い場合の評価》の運用について」(事務運営指針)において局の資産評価官に連絡するものとして定められている事案を把握した場合には、同事務運営指針に定めるところに従い、速やかに局の資産評価官に連絡し、処理方針等について協議する。</p> <p>また、局の審理課に消費税及び間接諸税(以下「消費税等」という。)の専担者が配置されていない局における消費税等に関する事前照会については、原則として所得税又は法人税の担当者が事案を担当することとなるが、審査等に当たっては、局の消費税課との連絡・協調を密にして、次により行うこととする。</p> <p>(イ) 消費税に関する事案については、実質審査の早期の段階から局の</p>



改 正 後	改 正 前
<p>消費税課と密接な協議を行う。</p> <p>(ロ) 印紙税に関する事案については、局の消費税課と共同して実質審査等を行う。</p> <p>(ハ) 印紙税を除く間接諸税に関する事案については、平成 13 年 6 月 26 日付課消 4-17 ほか 4 課共同「揮発油税等の審理事務の局間広域運営について」(事務運営指針)の定めるところにより、東京局又は大阪局の審理課の消費税担当者が、同局の消費税課と共同して実質審査等を行う。</p> <p>ロ 留意事項</p> <p>(イ) 文書回答は、照会文書上明らかにされた事実関係に基づいて行うのであるから、実質審査に当たっては、当該照会文書上明らかにされた事実関係のみでは文書回答の前提となる事実関係が不十分で判断が困難となるような場合には、文書回答担当者は、事前照会者に対して書面等の方法による補足資料の提出を確実に求めるなど可能な限り適否の判定を行うことに努める。また、その事実関係の確認のために、事前照会者以外の取引等関係者への照会等は行わないこととする。</p> <p>なお、文書回答担当者は、速やかな事務処理に心掛け、審査に必要な資料(4(1)イの参考資料を含む。)の提出及び記載事項の補正(以下「補足資料の提出等」という。)が必要な場合には、照会文書が受付窓口に到達した日から原則 1 か月以内に当該提出等がなされるよう努める。</p> <p>(注) 実質審査の内容は「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」(別紙 3 の様式参照)に記載する。</p> <p>(ロ) 文書回答が行われる前に事前照会に係る取引等の申告期限等が到来した場合には、文書回答は行わず、申告審理又は調査審理において処理することに留意する。</p> <p>(3) 取下書処理事務</p>	<p>消費税課と密接な協議を行う。</p> <p>(ロ) 印紙税に関する事案については、局の消費税課と共同して実質審査等を行う。</p> <p>(ハ) 印紙税を除く間接諸税に関する事案については、平成 13 年 6 月 26 日付課消 4-17 ほか 4 課共同「揮発油税等の審理事務の局間広域運営について」(事務運営指針)の定めるところにより、東京局又は大阪局の審理課の消費税担当者が、同局の消費税課と共同して実質審査等を行う。</p> <p>ロ 留意事項</p> <p>(イ) 文書回答は、照会文書上明らかにされた事実関係に基づいて行うのであるから、実質審査に当たっては、当該照会文書上明らかにされた事実関係のみでは文書回答の前提となる事実関係が不十分で判断が困難となるような場合には、文書回答担当者は、事前照会者に対して書面等の方法による補足資料の提出を確実に求めるなど可能な限り適否の判定を行うことに努める。また、その事実関係の確認のために、事前照会者以外の取引等関係者への照会等は行わないこととする。</p> <p>なお、文書回答担当者は、速やかな事務処理に心掛け、審査に必要な資料(4(1)イの参考資料を含む。)の提出及び記載事項の補正(以下「補足資料の提出等」という。)が必要な場合には、照会文書が受付窓口に到達した日から原則 1 か月以内に当該提出等がなされるよう努める。</p> <p>(注) 実質審査の内容は「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」(別紙 3 の様式参照)に記載する。</p> <p>(ロ) 文書回答が行われる前に事前照会に係る取引等の申告期限等が到来した場合には、文書回答は行わず、申告審理又は調査審理において処理することに留意する。</p> <p>(3) 取下書処理事務</p>

改 正 後	改 正 前
<p>事前照会者から、事前照会に係る取引等の中止や前提となる事実関係の変更等により、当該照会文書を取り下げたい旨の申出があった場合には、4(2)に準じて処理する。</p> <p>(注) 事前照会者から局に対して取下書の提出があった場合には、4(3)注書きにより、既に署から局に対して取下書の写しの回付がなされている場合を除き、署に対し、取下書の写しを速やかに回付する。</p> <p>(4) 庁への上申又は進達</p> <p>重要な先例となるような事案で、庁の判断が必要と認められるものについては、庁の審理室又は酒税課へ連絡の上、局の回答案を付して庁へ上申を行うこととする。</p> <p>ただし、重要な先例となるような事案のうち、照会内容からみて、庁において審査すべきと判断されるものは、局の審理課又は酒税課に進達又は回付された後速やかに庁へ進達することとする。</p>	<p>事前照会者から、事前照会に係る取引等の中止や前提となる事実関係の変更等により、当該照会文書を取り下げたい旨の申出があった場合には、4(2)に準じて処理する。</p> <p>(注) 事前照会者から局に対して取下書の提出があった場合には、4(3)注書きにより、既に署から局に対して取下書の写しの回付がなされている場合を除き、署に対し、取下書の写しを速やかに回付する。</p> <p>(4) 庁への上申又は進達</p> <p>重要な先例となるような事案で、庁の判断が必要と認められるものについては、庁の審理室又は酒税課へ連絡の上、局の回答案を付して庁へ上申を行うこととする。</p> <p>ただし、重要な先例となるような事案のうち、照会内容からみて、庁において審査すべきと判断されるものは、局の審理課又は酒税課に進達又は回付された後速やかに庁へ進達することとする。</p>
<p>6 回答及び公表</p> <p>(1) 回答</p> <p>実質審査を了した場合には、関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイからハにより処理する。</p> <p>なお、文書回答は局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては審理官名、沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>また、文書回答は、照会文書が受付窓口に到達した日から原則3か月以内の<u>極力早期</u>に行うよう努める。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該3か月の期間に算入しない。</p> <p>おつて、次に掲げるような場合には、3か月以内にとらわれず、十分に審査を行った上で回答することに留意する。この場合、3か月以内に</p>	<p>6 回答及び公表</p> <p>(1) 回答</p> <p>実質審査を了した場合には、関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイからハにより処理する。</p> <p>なお、文書回答は局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては審理官名、沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>また、文書回答は、照会文書が受付窓口に到達した日から原則3か月以内に行うよう努める。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該3か月の期間に算入しない。</p> <p>おつて、次に掲げるような場合には、3か月以内にとらわれず、十分に審査を行った上で回答することに留意する。この場合、3か月以内に</p>



改 正 後	改 正 前
<p>回答することができないと見込まれるものについては、事前照会者に対し審査の進行状況及び回答時期の目途を連絡するなど配慮した上で、できる限り速やかに回答するよう努める。</p> <p>① 複雑な経済取引等に係る照会で審査に時間を要する場合  ② 他省庁との協議等、審査に時間を要する場合  ③ 担当部署の事務処理能力を超える多数の照会があったことにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある場合</p> <p>(注)</p> <p>1 文書回答は、あくまで納税者サービスの一環として行うものであることから、不服申立ての対象とはならないこと、及び照会文書に対する回答がないことを理由に申告期限や納期限が延長されるようなことはないことに留意する。</p> <p>2 事前照会者への連絡状況等については、「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」(別紙3付表の様式参照)に随時記録する。</p> <p>イ 文書回答の対象として回答を行う場合</p> <p>(イ) 照会事項について、事前照会者の求める見解の内容が相当と認められる場合</p> <p>「貴見のとおりで差し支えない」旨を回答する文書(別紙4の様式参照)を作成し、事前照会者に対して送付する。</p> <p>なお、この場合、「回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある」旨及び「回答内容は、国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。</p> <p>(ロ) 照会事項について、事前照会者の求める見解の内容が相当と認められない場合</p> <p>事前照会者の求める見解の内容が相当と認められない理由を記載</p>	<p>回答することができないと見込まれるものについては、事前照会者に対し審査の進行状況及び回答時期の目途を連絡するなど配慮した上で、できる限り速やかに回答するよう努める。</p> <p>① 複雑な経済取引等に係る照会で審査に時間を要する場合  ② 他省庁との協議等、審査に時間を要する場合  ③ 担当部署の事務処理能力を超える多数の照会があったことにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある場合</p> <p>(注)</p> <p>1 文書回答は、あくまで納税者サービスの一環として行うものであることから、不服申立ての対象とはならないこと、及び照会文書に対する回答がないことを理由に申告期限や納期限が延長されるようなことはないことに留意する。</p> <p>2 事前照会者への連絡状況等については、「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」(別紙3付表の様式参照)に随時記録する。</p> <p>イ 文書回答の対象として回答を行う場合</p> <p>(イ) 照会事項について、事前照会者の求める見解の内容が相当と認められる場合</p> <p>「貴見のとおりで差し支えない」旨を回答する文書(別紙4の様式参照)を作成し、事前照会者に対して送付する。</p> <p>なお、この場合、「回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある」旨及び「回答内容は、国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。</p> <p>(ロ) 照会事項について、事前照会者の求める見解の内容が相当と認められない場合</p> <p>事前照会者の求める見解の内容が相当と認められない理由を記載</p>

改 正 後	改 正 前
<p>した「貴見のとおり取り扱われるとは限らない」旨を回答する文書（別紙5の様式参照）を作成し、事前照会者に対して送付する。</p> <p>なお、この場合、「回答内容は、国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。</p> <p>(ハ) 照会文書の提出後、文書回答が行われる前に同様の照会に対する税務上の取扱いが明らかになり、当該取扱いを示すことにより、新たな見解を示すことなく、事前照会に対する回答となる場合</p> <p>「別添資料の回答内容と同様の取扱いとなる」旨を回答する文書（別紙6の様式参照）を作成し、事前照会者に対して送付する。</p> <p>なお、この場合、「回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある」旨及び「回答内容は、国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。</p> <p>また、文書回答担当者は、事前照会者への回答方法及び添付した資料等を「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」（別紙3の様式参照）に記載する。</p> <p>(二) 留意事項</p> <p>文書回答を行うに当たっては、あらかじめ事前照会者に対して、照会内容及び回答内容の公表に関して取引等関係者の了解が得られており、仮に、取引等関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することについての再確認を行う。</p> <p>ロ 文書回答の対象とならない場合</p> <p>照会文書に係る照会が、文書回答の対象とならない事前照会に該当するときは、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ」（別紙7の様式参照）を作成し、事前照会者に対して送付する。</p>	<p>した「貴見のとおり取り扱われるとは限らない」旨を回答する文書（別紙5の様式参照）を作成し、事前照会者に対して送付する。</p> <p>なお、この場合、「回答内容は、国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。</p> <p>(ハ) 照会文書の提出後、文書回答が行われる前に同様の照会に対する税務上の取扱いが明らかになり、当該取扱いを示すことにより、新たな見解を示すことなく、事前照会に対する回答となる場合</p> <p>「別添資料の回答内容と同様の取扱いとなる」旨を回答する文書（別紙6の様式参照）を作成し、事前照会者に対して送付する。</p> <p>なお、この場合、「回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある」旨及び「回答内容は、国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。</p> <p>また、文書回答担当者は、事前照会者への回答方法及び添付した資料等を「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」（別紙3の様式参照）に記載する。</p> <p>(二) 留意事項</p> <p>文書回答を行うに当たっては、あらかじめ事前照会者に対して、「照会文書及び回答文書の公表に関して取引等関係者の了解が得られており、仮に、取引等関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理する」ことについての再確認を行う。</p> <p>ロ 文書回答の対象とならない場合</p> <p>照会文書に係る照会が、文書回答の対象とならない事前照会に該当するときは、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ」（別紙7の様式参照）を作成し、事前照会者に対して送付する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ハ 審査中に文書回答の対象とならなくなった場合 4及び5により審査中の事前照会が、申告期限等の到来等により、文書回答の対象とならなくなったときは、その理由を記載した「事前照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ」(別紙8の様式参照)を作成し、事前照会者に対して送付する。</p> <p>(2) 公表</p> <p>イ 6(1)のイ(イ)及び(ロ)に係る照会内容及び回答内容のうち同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることとなる部分については、公表することとする。 また、事前照会者から申出があった場合は事前照会者名を公表することができる。<sup>法律</sup> ただし、照会内容及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や国税に関する法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公表することに留意する。 (注) 取引等関係者名については、事案の性格上、明らかにすることが必要な場合を除き、例えば、X、Y等と記載することにより匿名化することとする。<sup>被覆するとして</sup></p> <p>ロ 公表は、原則として、その回答後60日以内に行うこととする。 ただし、事前照会の際に、事前照会者から一定期間内(180日を超えない期間内)につき公表しないことを求める申出があった場合で、その申出に相当の理由があると認められるときには、当該申出に係る期間後に公表することとする。</p> <p>ハ 公表は、各局又は庁のホームページにおいて照会及び回答の内容を項目別に掲載して行うほか、各局又は庁の閲覧窓口において閲覧に供する。 (削る)</p>	<p>ハ 審査中に文書回答の対象とならなくなった場合 4及び5により審査中の事前照会が、申告期限等の到来等により、文書回答の対象とならなくなったときは、その理由を記載した「事前照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ」(別紙8の様式参照)を作成し、事前照会者に対して送付する。</p> <p>(2) 公表</p> <p>イ 6(1)のイ(イ)及び(ロ)に係る照会文書及び回答文書のうち同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることとなる部分については、<u>原則として、その回答後60日以内に公表することとする。</u></p> <p>(改正前の6(2)ハの部分の一部改正)</p> <p>(新設)</p> <p>ただし、事前照会の際に、事前照会者から一定期間内(120日を超えない期間内)につき公表しないことを求める申出があった場合で、その申出に相当の理由があると認められるときには、当該申出に係る期間後に公表することとする。</p> <p>ロ 公表は、各局又は庁のホームページにおいて照会及び回答の内容を項目別に掲載して行うほか、各局又は庁の閲覧窓口において閲覧に供する。</p> <p>ハ <u>事前照会者等の同意があったとしても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や</u></p>



改 正 後	改 正 前
<p>7 関係部署への連絡等</p> <p>(1) 局における回答内容の通知等  文書回答を行った局の審理課又は酒税課は、2(1)の署(税務署長)又は局(局調査管理課長等)に対して、回答内容等を通知するとともに、関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなどその処理結果を連絡する。また、すべての処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、<u>文書回答関係書類</u>として保存する。</p> <p>(2) 署における処理等  局の審理課又は酒税課より回答内容の通知を受けた署においては、一般事務整理簿を整理するとともに、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、<u>文書回答関係書類</u>として保存する。また、事前照会者の申告事績を管理する部署に当該通知に係る文書の写しを回付する。</p> <p>(3) 庁審理室等への連絡等  文書回答を行った局の審理課又は酒税課は、事後の事務処理の統一性を確保するために、「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」(別紙3の様式参照)を活用し、その処理事績を庁の審理室又は酒税課並びに他局の審理課又は酒税課に連絡するとともに、連絡をした又は連絡を受けた各局の審理課又は酒税課の文書回答担当者は、当該処理事績の内容に応じ、関係部署の職員に周知を図ることとする。</p> <p>(4) 留意事項  回答内容は、あくまで事前照会に係る事実関係を前提としたものであり、<u>実際</u>の事実関係が事前照会に係る事実関係と異なるなどの理由によ</p>	<p><u>国税に関する法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公表することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 事前照会者以外の取引等関係者名については、事案の性格上、明らかにすることが必要な場合を除き、例えば、X、Y等と記載することにより匿名化することとする。</u></p> <p>7 関係部署への連絡等</p> <p>(1) 局における回答内容の通知等  文書回答を行った局の審理課又は酒税課は、2(1)の署(税務署長)又は局(局調査管理課長等)に対して、回答内容等を通知するとともに、関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなどその処理結果を連絡する。また、すべての処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、<u>事前照会関係書類</u>として保存する。</p> <p>(2) 署における処理等  局の審理課又は酒税課より回答内容の通知を受けた署においては、一般事務整理簿を整理するとともに、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、<u>事前照会関係書類</u>として保存する。また、事前照会者の申告事績を管理する部署に当該通知に係る文書の写しを回付する。</p> <p>(3) 庁審理室等への連絡等  文書回答を行った局の審理課又は酒税課は、事後の事務処理の統一性を確保するために、「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」(別紙3の様式参照)を活用し、その処理事績を庁の審理室又は酒税課並びに他局の審理課又は酒税課に連絡するとともに、連絡をした又は連絡を受けた各局の審理課又は酒税課の文書回答担当者は、当該処理事績の内容に応じ、関係部署の職員に周知を図ることとする。</p> <p>(4) 留意事項  回答内容は、あくまで事前照会に係る事実関係を前提としたものであり、<u>実際</u>の事実関係が事前照会に係る事実関係と異なるなどの理由によ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>り、事前照会に係る申告等に対して回答内容と異なる課税処理を行おうとする場合等には、当該異なる課税処理を行おうとする部署は、事前に局の審理課及び主務課等と協議を行うこととする。</p>	<p>り、事前照会に係る申告等に対して回答内容と異なる課税処理を行おうとする場合等には、当該異なる課税処理を行おうとする部署は、事前に局の審理課及び主務課等と協議を行うこととする。</p>



(別添2)  
税

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																																										
<p>別紙1 取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">受付印</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">① ※整理番号</td> <td style="width:60%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td>                 ② 住所・所在地 (納税地)             </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                 税務署経由 国 税 局 審理課長(審理官) 酒 税 課 長 照 会 代 理 者             </td> <td>                 ③ (フリガナ) 氏 名 ・ 名 称             </td> <td style="text-align: center;">④</td> <td style="text-align: center;">電話 番 号</td> </tr> <tr> <td>                 ④ 総代 又は 法人 の代 表者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名             </td> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td style="text-align: center;">電話 番 号</td> </tr> <tr> <td>                 ⑤ 代 理 者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名             </td> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td style="text-align: center;">電話 番 号</td> </tr> <tr> <td>                 ⑥ 同 意 事 項 等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予断可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が生じた場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。             </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)</td> <td colspan="3">別紙1-1のとおり</td> </tr> <tr> <td>⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)</td> <td colspan="3">別紙1-2のとおり</td> </tr> <tr> <td>⑨ ④の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由</td> <td colspan="3">別紙1-3のとおり</td> </tr> <tr> <td>⑩ 取引等に係る国税の申告期限等</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>⑪ 関係する法令条項等</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>⑫ 添付書類</td> <td colspan="3">                 1 代理人による事前照会の場合は、その委任状                  2 チェックシート(別紙1-4)                  3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料             </td> </tr> </table> <p>(注意事項) 1 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。 2 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。 3 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。</p>	受付印		① ※整理番号		平成 年 月 日	② 住所・所在地 (納税地)			税務署経由 国 税 局 審理課長(審理官) 酒 税 課 長 照 会 代 理 者	③ (フリガナ) 氏 名 ・ 名 称	④	電話 番 号	④ 総代 又は 法人 の代 表者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名	⑤	電話 番 号	⑤ 代 理 者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名	⑥	電話 番 号	⑥ 同 意 事 項 等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予断可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が生じた場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。			⑦ 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙1-1のとおり			⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙1-2のとおり			⑨ ④の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙1-3のとおり			⑩ 取引等に係る国税の申告期限等	年 月 日			⑪ 関係する法令条項等				⑫ 添付書類	1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート(別紙1-4) 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料			<p>別紙1 取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">受付印</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">① ※整理番号</td> <td style="width:60%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td>                 ② 住所・所在地 (納税地)             </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                 税務署経由 国 税 局 審理課長(審理官) 酒 税 課 長 照 会 代 理 者             </td> <td>                 ③ (フリガナ) 氏 名 ・ 名 称             </td> <td style="text-align: center;">④</td> <td style="text-align: center;">電話 番 号</td> </tr> <tr> <td>                 ④ 総代 又は 法人 の代 表者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名             </td> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td style="text-align: center;">電話 番 号</td> </tr> <tr> <td>                 ⑤ 代 理 者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名             </td> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td style="text-align: center;">電話 番 号</td> </tr> <tr> <td>                 ⑥ 同 意 事 項 等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予断可能性を与えるため、事前照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が生じた場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。             </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)</td> <td colspan="3">別紙1-1のとおり</td> </tr> <tr> <td>⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)</td> <td colspan="3">別紙1-2のとおり</td> </tr> <tr> <td>⑨ ④の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由</td> <td colspan="3">別紙1-3のとおり</td> </tr> <tr> <td>⑩ 取引等に係る国税の申告期限等</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>⑪ 関係する法令条項等</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>⑫ 添付書類</td> <td colspan="3">                 1 代理人による事前照会の場合は、その委任状                  2 チェックシート(別紙1-4)                  3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料             </td> </tr> </table> <p>(注意事項) 1 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。 2 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。 3 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。</p>	受付印		① ※整理番号		平成 年 月 日	② 住所・所在地 (納税地)			税務署経由 国 税 局 審理課長(審理官) 酒 税 課 長 照 会 代 理 者	③ (フリガナ) 氏 名 ・ 名 称	④	電話 番 号	④ 総代 又は 法人 の代 表者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名	⑤	電話 番 号	⑤ 代 理 者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名	⑥	電話 番 号	⑥ 同 意 事 項 等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予断可能性を与えるため、事前照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が生じた場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。			⑦ 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙1-1のとおり			⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙1-2のとおり			⑨ ④の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙1-3のとおり			⑩ 取引等に係る国税の申告期限等	年 月 日			⑪ 関係する法令条項等				⑫ 添付書類	1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート(別紙1-4) 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料		
受付印		① ※整理番号																																																																																									
平成 年 月 日	② 住所・所在地 (納税地)																																																																																										
税務署経由 国 税 局 審理課長(審理官) 酒 税 課 長 照 会 代 理 者	③ (フリガナ) 氏 名 ・ 名 称	④	電話 番 号																																																																																								
	④ 総代 又は 法人 の代 表者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名	⑤	電話 番 号																																																																																								
	⑤ 代 理 者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名	⑥	電話 番 号																																																																																								
	⑥ 同 意 事 項 等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予断可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が生じた場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。																																																																																										
⑦ 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙1-1のとおり																																																																																										
⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙1-2のとおり																																																																																										
⑨ ④の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙1-3のとおり																																																																																										
⑩ 取引等に係る国税の申告期限等	年 月 日																																																																																										
⑪ 関係する法令条項等																																																																																											
⑫ 添付書類	1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート(別紙1-4) 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料																																																																																										
受付印		① ※整理番号																																																																																									
平成 年 月 日	② 住所・所在地 (納税地)																																																																																										
税務署経由 国 税 局 審理課長(審理官) 酒 税 課 長 照 会 代 理 者	③ (フリガナ) 氏 名 ・ 名 称	④	電話 番 号																																																																																								
	④ 総代 又は 法人 の代 表者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名	⑤	電話 番 号																																																																																								
	⑤ 代 理 者 住所・居所 (フリガナ) 氏 名	⑥	電話 番 号																																																																																								
	⑥ 同 意 事 項 等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予断可能性を与えるため、事前照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が生じた場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。																																																																																										
⑦ 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙1-1のとおり																																																																																										
⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙1-2のとおり																																																																																										
⑨ ④の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙1-3のとおり																																																																																										
⑩ 取引等に係る国税の申告期限等	年 月 日																																																																																										
⑪ 関係する法令条項等																																																																																											
⑫ 添付書類	1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート(別紙1-4) 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料																																																																																										

改 正 後

「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領

- 1 提出先及び提出部数  
事前照会に対する回答を文書により求めようとする方（以下「事前照会者」といいます。）は、この用紙（添付書類を含む。）に必要事項を記載の上、事前照会者の納税地の所轄税務署の担当部署（法人税については法人課税部門、所得税については個人課税部門等）に1部提出してください。  
ただし、次の事前照会については、それぞれ次に掲げる担当部署に提出してください。  
・国税局調査（部）課所管法人の法人税及び消費税の事前照会  
⇒ その法人を所管する国税局の調査管理課（調査管理課、調査課）  
・酒税の事前照会  
⇒ その酒類等の製造場等又は酒類の販売場の所在地を所轄する税務署  
国税局所管酒類製造場等に関するものは所轄国税局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）  
・間接課税（印紙税を除く。）の事前照会  
⇒ その製造場等の所在地を所轄する国税局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）
- 2 「② 住所・所在地（納税地）」  
事前照会者の納税地である住所又は所在地を記載してください。  
また、住所又は所在地と納税地が異なる場合には、上段に住所又は所在地を、下段に納税地をかつ書きで記載し、原則として、その事前照会者の納税地を所轄する税務署に提出してください。  
なお、審査は、原則として、国税局が行い、国税局管理課長又は酒税課長名で回答します。
- 3 「③ 氏名・名称」及び「④ 総代又は法人の代表者」  
事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載し、押印してください。なお、総代が互選されているときには、④欄に総代の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。  
事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称を、④欄に代表者の住所又は居所及び氏名を記載し、代表者の印を押してください。
- 4 「⑤ 代理人」  
税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。  
なお、代理人は、税理士法第2条に規定する「税理士業務」を行うことができる方になります。
- 5 「⑥ 同意事項等」  
審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容の公表に関する同意事項をよくご確認ください。
- 6 「⑦ 事前照会の趣旨」  
個別の取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する事前照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。  
また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑧及び⑨についても、同様です。）。
- 7 「⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係」  
照会事項に関係する当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。
- 8 「⑨ ⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの原因」  
⑧の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる事前照会者の求める見解となることの原因を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的に

改 正 前

「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領

- 1 提出先及び提出部数  
事前照会に対する回答を文書により求めようとする方（以下「事前照会者」といいます。）は、この用紙（添付書類を含む。）に必要事項を記載の上、事前照会者の納税地の所轄税務署の担当部署（法人税については法人課税部門、所得税については個人課税部門等）に1部提出してください。  
ただし、次の事前照会については、それぞれ次に掲げる担当部署に提出してください。  
・国税局調査（部）課所管法人の法人税及び消費税の事前照会  
⇒ その法人を所管する国税局の調査管理課（調査管理課、調査課）  
・酒税の事前照会  
⇒ その酒類等の製造場等又は酒類の販売場の所在地を所轄する税務署  
国税局所管酒類製造場等に関するものは所轄国税局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）  
・間接課税（印紙税を除く。）の事前照会  
⇒ その製造場等の所在地を所轄する国税局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）
- 2 「② 住所・所在地（納税地）」  
事前照会者の納税地である住所又は所在地を記載してください。  
また、住所又は所在地と納税地が異なる場合には、上段に住所又は所在地を、下段に納税地をかつ書きで記載し、原則として、その事前照会者の納税地を所轄する税務署に提出してください。  
なお、審査は、原則として、国税局が行い、国税局管理課長又は酒税課長名で回答します。
- 3 「③ 氏名・名称」及び「④ 総代又は法人の代表者」  
事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載し、押印してください。なお、総代が互選されているときには、④欄に総代の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。  
事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称を、④欄に代表者の住所又は居所及び氏名を記載し、代表者の印を押してください。
- 4 「⑤ 代理人」  
税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。  
なお、代理人は、税理士法第2条に規定する「税理士業務」を行うことができる方になります。
- 5 「⑥ 同意事項等」  
審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。
- 6 「⑦ 事前照会の趣旨」  
個別の取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する事前照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。  
また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑧及び⑨についても、同様です。）。
- 7 「⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係」  
照会事項に関係する当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。
- 8 「⑨ ⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの原因」  
⑧の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる事前照会者の求める見解となることの原因を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的に

改 正 後

かつ、明確に記載してください。

9 「㊸ 取引等に係る国税の申告期限等」

㊸の取引等に係る国税の申告期限や納期限を記載してください。なお、回答がないことを理由に、これらの期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。

10 「㊹ 関係する法令条項等」

㊹の見解となること理由に關係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。

11 「㊺ 添付書類」

事前照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を( )内に簡単に記載してください。

12 その他留意事項

(1) チェックシートの記載等

文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たす事前照会であることが必要であり、事前照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください(詳しくは、税務署の窓口でご相談ください。)

(2) 公表等

本件照会及び回答文書の内容は、回答後60日以内に公表することとしていますが、取引等の事情により一定期間内(180日を超えない期間内)について非公表を求めようとする場合には、その求める期間及びその理由を適宜の用紙に記載し、添付してください。

また、事前照会署名を公表することの申出をする場合には、その旨を適宜の用紙に記載し、添付してください。

改 正 前

かつ、明確に記載してください。

9 「㊸ 取引等に係る国税の申告期限等」

㊸の取引等に係る国税の申告期限や納期限を記載してください。なお、回答がないことを理由に、これらの期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。

10 「㊹ 関係する法令条項等」

㊹の見解となること理由に關係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。

11 「㊺ 添付書類」

事前照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を( )内に簡単に記載してください。

12 その他留意事項

(1) チェックシートの記載等

文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たす事前照会であることが必要であり、事前照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください(詳しくは、税務署の窓口でご相談ください。)

(2) 公表等

本件照会及び回答文書の内容は、回答後60日以内に公表することとしていますが、取引等の事情により一定期間内(120日を超えない期間内)について非公表を求めようとする場合には、その求める期間及びその理由を適宜の用紙に記載し、添付してください。

(新設)

改 正 後

別紙1-4

チェックシート

(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ
(4) 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づく照会ではない。	はい・いいえ
(5) 実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
(6) 事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(7) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(8) 照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(9) 照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(10) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関する照会ではない。	はい・いいえ
(11) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(12) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
(13) 事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(14) 事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(15) 事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(16) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合があります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印

改 正 前

別紙1-4

チェックシート

(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ
(4) 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づく照会ではない。	はい・いいえ
(5) 実際に行われた又は確実に行われる取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(6) 事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(7) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(8) 事前照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(9) 事前照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(10) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関する照会ではない。	はい・いいえ
(11) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(12) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
(13) 事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(14) 事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(15) 事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(16) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合があります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印



改 正 後

別紙2

形 式 審 査 表

署 部 門		作成年月日	局 担 当 者	局 課	作成年月日	整 理 番 号
事前照会者 氏名(名称)			確 認		補 正 状 況	
			署	局		
記 載 事 項	1	事前照会者の住所・氏名の記載がある	適・不適	適・不適	・ ・	
	2	押印漏れはない	適・不適	適・不適	・ ・	
	3	代理人・総代の委任状等の添付漏れはない	適・不適	適・不適	・ ・	
	4	事前照会の趣旨は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・	
	5	取引等の事実関係は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・	
	6	求める見解の理由は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・	
	7	提出資料の漏れはない	適・不適	適・不適	・ ・	
要 件 事 項	8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない	適・不適	適・不適		
	9	申告期限前の事前照会である	適・不適	適・不適		
	10	事前照会者が実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等である	適・不適	適・不適		
	11	調査等の手続に関係するものではない	適・不適	適・不適		
	12	既に取扱い等が明らかにされているものではない	適・不適	適・不適		
	13	個々の財産の評価等に関するものではない	適・不適	適・不適		
	14	事務運営指針1(9)に規定する要件を満たしている		適・不適		
簡 易 補 正	求 め た 方 法	求 め た 日	求 め た 事 項		担 当 者	
	面談・電話・文書	・ ・				
	面談・電話・文書	・ ・				
その他連絡事項						

改 正 前

別紙2

形 式 審 査 表

署 部 門		作成年月日	局 担 当 者	局 課	作成年月日	整 理 番 号
事前照会者 氏名(名称)			確 認		補 正 状 況	
			署	局		
記 載 事 項	1	事前照会者の住所・氏名の記載がある	適・不適	適・不適	・ ・	
	2	押印漏れはない	適・不適	適・不適	・ ・	
	3	代理人・総代の委任状等の添付漏れはない	適・不適	適・不適	・ ・	
	4	事前照会の趣旨は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・	
	5	取引等の事実関係は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・	
	6	求める見解の理由は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・	
	7	提出資料の漏れはない	適・不適	適・不適	・ ・	
要 件 事 項	8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない	適・不適	適・不適		
	9	申告期限前の事前照会である	適・不適	適・不適		
	10	事前照会者が実際に行う等の取引等である	適・不適	適・不適		
	11	調査等の手続に関係するものではない	適・不適	適・不適		
	12	既に取扱い等が明らかにされているものではない	適・不適	適・不適		
	13	個々の財産の評価等に関するものではない	適・不適	適・不適		
	14	事務運営指針1(9)に規定する要件を満たしている		適・不適		
簡 易 補 正	求 め た 方 法	求 め た 日	求 め た 事 項		担 当 者	
	面談・電話・文書	・ ・				
	面談・電話・文書	・ ・				
その他連絡事項						



改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">【形式審査表の記載要領】</p> <p>1 この形式審査表は、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」（以下「照会文書」という。）を受理した署又は局の照会応答担当者及び局の文書回答担当者が形式審査事務及び補正要求事務を行う際に使用する。</p> <p>2 「記載事項」については照会文書の各記載事項について確認をした結果、「適」若しくは「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>3 「記載事項」の「補正状況」欄には、照会文書の各記載事項について補正がされた場合におけるその状況を、例えば、「〇年〇月〇日文書訂正」又は「〇年〇月〇日補正書提出」のように記載する。</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1) 「8」欄……税法上の承認申請（措置法40条事業等）に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。</p> <p>(2) 「9」欄……申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の事前照会であること。</p> <p>(3) 「10」欄……仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくものではなく、事前照会者自身により実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること</p> <p>(4) 「11」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に関係する事前照会でないこと。</p> <p>(5) 「12」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと。</p> <p>(6) 「13」欄……個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと。</p> <p>(7) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。</p> <p>イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの ハ 事前照会に係る取引等が、法令等に抵触又は抵触するおそれがあるもの ニ 事前照会に係る取引等について、税務調査中・不服申立て中、税務訴訟中であるか、取引等関係者間において紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの ホ 同族会社等の行為又は計算の否認等に関わる取引等、通常の経済取引としては不合理と認められるもの ヘ 税の軽減を主要な目的とするもの ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの チ 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等であるもの リ 上記のほか、本手続による回答が適切でないと思われるもの（例示）</p> <p>① 文書回答が、税法の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合 ② 他の法令等により決定されるべき前提となる事項が未解決である場合 ③ 法令の改正過程にある問題であり、現状における回答が困難である場合</p> <p>5 「簡易補正」欄には、上記3の記載事項の補正以外に必要に応じて事前照会者に補正等を求めた場合に、その事項を記載する。</p> <p>6 「その他連絡事項」欄には、署又は局の照会応答担当者が局の文書回答担当者に連絡すべき事項（例えば、文書回答を行わないことが適切であると思われる照会で、口頭による回答が可能な照会に対して、口頭による回答を行っているなどの事項）があれば、適宜記載する。</p>	<p style="text-align: center;">【形式審査表の記載要領】</p> <p>1 この形式審査表は、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」（以下「照会文書」という。）を受理した署又は局の照会応答担当者及び局の文書回答担当者が形式審査事務及び補正要求事務を行う際に使用する。</p> <p>2 「記載事項」については照会文書の各記載事項について確認をした結果、「適」若しくは「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>3 「記載事項」の「補正状況」欄には、照会文書の各記載事項について補正がされた場合におけるその状況を、例えば、「〇年〇月〇日文書訂正」又は「〇年〇月〇日補正書提出」のように記載する。</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1) 「8」欄……税法上の承認申請（措置法40条事業等）に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。</p> <p>(2) 「9」欄……申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の事前照会であること。</p> <p>(3) 「10」欄……仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくものではなく、事前照会者自身により実際に行われた又は適宜に行われる取引等に係る事前照会であること。</p> <p>(4) 「11」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に関係する事前照会でないこと。</p> <p>(5) 「12」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと。</p> <p>(6) 「13」欄……個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと。</p> <p>(7) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。</p> <p>イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの ハ 事前照会に係る取引等が、法令等に抵触又は抵触するおそれがあるもの ニ 事前照会に係る取引等について、税務調査中・不服申立て中、税務訴訟中であるか、取引等関係者間において紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの ホ 同族会社等の行為又は計算の否認等に関わる取引等、通常の経済取引としては不合理と認められるもの ヘ 税の軽減を主要な目的とするもの ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの チ 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等であるもの リ 上記のほか、本手続による回答が適切でないと思われるもの（例示）</p> <p>① 文書回答が、税法の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合 ② 他の法令等により決定されるべき前提となる事項が未解決である場合 ③ 法令の改正過程にある問題であり、現状における回答が困難である場合</p> <p>5 「簡易補正」欄には、上記3の記載事項の補正以外に必要に応じて事前照会者に補正等を求めた場合に、その事項を記載する。</p> <p>6 「その他連絡事項」欄には、署又は局の照会応答担当者が局の文書回答担当者に連絡すべき事項（例えば、文書回答を行わないことが適切であると思われる照会で、口頭による回答が可能な照会に対して、口頭による回答を行っているなどの事項）があれば、適宜記載する。</p>

平成 20 年 2 月 25 日

審 理 室

文書回答手続の事務運営指針の一部改正について

- 1 平成20年度税制改正審議を踏まえ、「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)」を次のとおり改正する。


(主な改正点)

- ① 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に、将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものを加える。
- ② 照会・回答内容の公表に関して、事前照会者名などの事前照会者を特定する情報は原則非公表とする。  
なお、事前照会者から申出があった場合は事前照会者名を公表することができることとする。
- ③ 回答文書等は、原則として、その回答後 60 日以内に公表することとしているが、事前照会者の申出があり、その申出に相当な理由がある場合には、180 日以内(現行 120 日以内)の期間、公表を延期できることとする。
- ④ 文書回答は、照会文書が到達した日から原則3か月以内に行うよう努めることとしているが、原則3か月以内の極力早期に行うよう努めることとする。













(参考) 現行の事務運営指針中に「複数の選択肢がある事実関係に基づくものではないこと」との要件があるが、その意味は、「一つの照会文書において前提となる事実関係が選択的なものとなっていないことである」旨注記し、明確化を図ることとする。

- 2 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)」についても、上記1④と同様の改正を行う。
- 3 上記改正は、いずれも平成20年4月1日以後に受け付けたものから適用する。

審理室決裁文書







起案日	2011年 3月24日	決裁日	23年 3月 31日	記号番号	課税1-2ほか 8課税同	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類	
					事務運営指針	
					基礎通達	
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官	
記事						
整理欄					審査	
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長		
	課税部長 西村	審理室長	課長補佐 山本 課長補佐 菊地 大友 高杉 清木 高橋 前田 森	審査評価係長 係長 前田 森	起案者 審理総括係長 上田	
関係課別途決裁						
起案者	課税部審理室審理総括係 上田浩人(内線■■■■)					
発送区分	電信	配付基準	法 印刷			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日	
文書類	5課税	1法令・通達		6事務運営指針		
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類					
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類					
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年			
保存期間	10年（最終改正後）					
開示判定	開示	不開示の根拠条文				

審理室決裁文書















起案日	2011年 3月24日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長 	課長補佐 	起案者 審理総括係長 	
		課税総括課長 	課長補佐・主査 	係長 	
		課税企画官 			
					
起案者	課税部審理室審理総括係 上田浩人(内線■■■■)				
発送区分	電信	配付基準	法 印刷		
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			







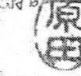



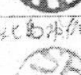






審理室決裁文書

起案日	2011年 3月24日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）			文書類	
				事務運営指針	
				基礎通達	
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長		発信者	国税庁長官	
記事					
整理欄				審査	
		審理室長  個人課税課長 	課長補佐  課長補佐 	係長 	起案者 審理総括係長 
起案者	課税部審理室審理総括係 上田浩人(内線■■■■)				
発送区分	電信	配付基準	法	印刷	
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税	1法令・通達	6事務運営指針		
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年		
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			












審理室決裁文書

起案日	2011年 3月24日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について (事務運営指針)				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長 	課長補佐 	起案者 審理総括係長 	
		資産課税課長 	課長補佐    	係長      	
起案者	課税部審理室審理総括係 上田浩人(内線■■■■)				
発送区分	電信	配付基準	法 印刷		
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税	1法令・通達		6事務運営指針	
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年		
保存期間	10年 (最終改正後)				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			

審理室決裁文書

起案日	2011年 3月24日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長 	課長補佐 	起案者 審理総括係長 	
		法人課税課長 	課長補佐 秋田 	係長 香川 	
			森 	佐藤 	
			北島 	根崎 	
			大平 	秋田 	
			津田 	秋田 	
起案者	課税部審理室審理総括係 上田浩人(内線  )				
発送区分	電信	配付基準	法	印刷	
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税	1法令・通達	6事務運営指針		
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年		
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			











審理室決裁文書

起案日	2011年 3月24日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  酒税課長  酒税企画官 	課長補佐  課長補佐 (換任)  (監)  (換) 	係長 (統)  (監)  (換) 	起案者 審理総括係長 
起案者	課税部審理室審理総括係 上田浩人(内線■■■■)				
発送区分	電信	配付基準	法	印刷	
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税	1法令・通達	6事務運営指針		
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年		
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			


















審理室決裁文書

起案日	2011年 3月24日	決裁日	23年3月29日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）			文書類	
				事務運営指針	
				基礎通達	
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長 	課長補佐 	起案者 審理総括係長 	
		消費税室長 	課長補佐  	係長    	
起案者	課税部審理室審理総括係 上田浩人(内線■■■■)				
発送区分	電信	配付基準	法 印刷		
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			

審理室決裁文書

起案日	2011年 3月24日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長 	課長補佐 	起案者 審理総括係長 	
		資産評価企画官 	企画官補佐 	係長 	
起案者	課税部審理室審理総括係 上田浩人(内線■■■■)				
発送区分	電信	配付基準	法 印刷		
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税	1法令・通達		6事務運営指針	
行政文書ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年		
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			

審理室決裁文書

起案日	2011年 3月24日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）			文書類	
				事務運営指針	
				基礎通達	
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄				審査	
		審理室長 	課長補佐 	起案者 審理総括係長 	
		調査課長 	課長補佐 	係長 	
起案者	課税部審理室審理総括係 上田浩人(内線■■■■)				
発送区分	電信	配付基準	法	印刷	
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書分類	5課税	1法令・通達	6事務運営指針		
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年		
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			

## 伺 い

文書回答手続は、納税者サービスの一環として、実際に行われた又は確実に行われる取引等で、多数の納税者から照会が予想されるものや不特定多数の納税者にかかわるものの税務上の取扱いについて文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。

今回、この文書回答手続について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。



(案)

配 付 要 領	総	個	資	法	諸	酒	管	徴	調	査

法

課審1-〇 2  
課総2-〇 /  
課個1-〇 15  
課資1-〇 7  
課法1-〇 22  
課酒1-〇 8  
課評1-〇 /  
課消1-〇 3  
査調1-〇 /  
平成23年3月〇日  
3/

各 国 税 局 長  
殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官  
(官印省略)

「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」  
の一部改正について (事務運営指針)

標題のことについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)の一部を下記のとおり改正したから、平成23年4月1日以後に受け付けた事前照会に対する文書回答手続等については、これにより適切に実施されたい。

(趣旨)

事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>5 局における審査事務等</p> <p>(1) 形式審査事務及び補正要求事務 (省略)</p> <p>(2) 実質審査事務</p> <p>イ 実質審査の担当 (省略)</p> <p>ロ 留意事項</p> <p>(イ) 文書回答は、照会文書上明らかにされた事実関係に基づいて行うのであるから、実質審査に当たっては、当該照会文書上明らかにされた事実関係のみでは文書回答の前提となる事実関係が不十分で判断が困難となるような場合には、文書回答担当者は、事前照会者に対して書面等の方法による補足資料の提出を確実に求めるなど可能な限り適否の判定を行うことに努める。また、その事実関係の確認のために、事前照会者以外の取引等関係者への照会等を行わないこととする。</p> <p>なお、文書回答担当者は、速やかな事務処理に心掛け、審査に必要な資料（4 (1) イの参考資料を含む。）の提出及び記載事項の補正（以下「補足資料の提出等」という。）が必要な場合には、照会文書が受付窓口到達した日から原則 1 か月以内に当該提出等がなされるよう努める。</p> <p>(注) 実質審査の内容は「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」（別紙 3 の様式参照）に記載する。</p>	<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>5 局における審査事務等</p> <p>(1) 形式審査事務及び補正要求事務 (省略)</p> <p>(2) 実質審査事務</p> <p>イ 実質審査の担当 (省略)</p> <p>ロ 留意事項</p> <p>(イ) 文書回答は、照会文書上明らかにされた事実関係に基づいて行うのであるから、実質審査に当たっては、当該照会文書上明らかにされた事実関係のみでは文書回答の前提となる事実関係が不十分で判断が困難となるような場合には、文書回答担当者は、事前照会者に対して書面等の方法による補足資料の提出を確実に求めるなど可能な限り適否の判定を行うことに努める。また、その事実関係の確認のために、事前照会者以外の取引等関係者への照会等を行わないこととする。</p> <p>なお、文書回答担当者は、速やかな事務処理に心掛け、審査に必要な資料（4 (1) イの参考資料を含む。）の提出及び記載事項の補正（以下「補足資料の提出等」という。）が必要な場合には、照会文書が受付窓口到達した日から原則 1 か月以内に当該提出等がなされるよう努める。</p> <p>(注) 実質審査の内容は「文書回答等を行う事前照会の事績整理票」（別紙 3 の様式参照）に記載する。</p>

改正後	改正前
<p>(ロ) <u>文書回答担当者は、照会文書が受付窓口には到達した日からおおむね1か月以内（補足資料の提出等を要する場合には、その提出等に要した期間を除く。）に、それまでの検討状況から見た文書回答の可能性及び処理の時期の見通し等について、事前照会者に対し口頭で示すこととする。</u></p> <p><u>(注) 1 「処理の時期の見通し等」は、できる限り「1か月後」といった具体的な時期の見通しを示すこととするが、具体的な時期を示せない場合には、その理由を説明するとともにその時点で示せるものを示すこととする。</u></p> <p><u>2 事前照会者に対して示した内容に変更が生ずることとなった場合には、その内容を速やかに事前照会者に連絡することに留意する。</u></p> <p>(ハ) <u>文書回答が行われる前に事前照会に係る取引等の申告期限等が到来した場合には、文書回答は行わず、申告審理又は調査審理において処理することに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(ロ) <u>文書回答が行われる前に事前照会に係る取引等の申告期限等が到来した場合には、文書回答は行わず、申告審理又は調査審理において処理することに留意する。</u></p>
<p>6 回答及び公表</p> <p>(1) 回答</p> <p>実質審査を了した場合には、関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイからハにより処理する。</p> <p>なお、文書回答は局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあっては審理官名、沖縄国税事務所にあっては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあっては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>また、文書回答は、照会文書が受付窓口には到達した日から原則3か月以内の極力早期に行うよう努める。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該3か月の期間に算入しない。</p> <p>おって、次に掲げるような場合には、3か月以内にとらわれず、十分に審査を行った上で回答することに留意する。この場合、3か月以内に</p>	<p>6 回答及び公表</p> <p>(1) 回答</p> <p>実質審査を了した場合には、関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイからハにより処理する。</p> <p>なお、文書回答は局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあっては審理官名、沖縄国税事務所にあっては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあっては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>また、文書回答は、照会文書が受付窓口には到達した日から原則3か月以内の極力早期に行うよう努める。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該3か月の期間に算入しない。</p> <p>おって、次に掲げるような場合には、3か月以内にとらわれず、十分に審査を行った上で回答することに留意する。この場合、3か月以内に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>回答することができないと見込まれるものについては、事前照会者に対し審査の進行状況及び回答時期の目途を連絡するなど配慮した上で、できる限り速やかに回答するよう努める。</p> <p>① 複雑な経済取引等に係る照会で審査に時間を要する場合  ② 他省庁との協議等、審査に時間を要する場合  ③ 担当部署の事務処理能力を超える多数の照会があったことにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある場合</p> <p>(2) 公表</p> <p>イ 6 (1) のイ (イ) 及び (ロ) に係る照会内容及び回答内容のうち同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることとなる部分については、公表することとする。</p> <p>また、事前照会者から申出があった場合は事前照会者名を公表することができる。</p> <p>ただし、照会内容及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や国税に関する法律上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を被覆するなどして公表することに留意する。</p> <p>(注) 取引等関係者名については、事案の性格上、明らかにすることが必要な場合を除き、例えば、X、Y等と記載することにより匿名化することとする。</p> <p>ロ 公表は、原則として、回答後2か月以内に行うこととする。</p> <p>ただし、事前照会の際に、事前照会者から一定期間内（1年を超えない期間内）につき公表しないことを求める申出があった場合で、例えば、<u>照会に係る新たな金融商品の内容が一般に明らかとなる前に公表されるとその金融商品の販売に支障が生じ得るといった、その申出に相当の理由があると認められるときには、当該申出に係る期間後に公表することとする。</u></p> <p>ハ 公表は、各局又は庁のホームページにおいて照会及び回答の内容を項目別に掲載して行うほか、各局又は庁の閲覧窓口において閲覧に供する。</p>	<p>回答することができないと見込まれるものについては、事前照会者に対し審査の進行状況及び回答時期の目途を連絡するなど配慮した上で、できる限り速やかに回答するよう努める。</p> <p>① 複雑な経済取引等に係る照会で審査に時間を要する場合  ② 他省庁との協議等、審査に時間を要する場合  ③ 担当部署の事務処理能力を超える多数の照会があったことにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある場合</p> <p>(2) 公表</p> <p>イ 6 (1) のイ (イ) 及び (ロ) に係る照会内容及び回答内容のうち同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることとなる部分については、公表することとする。</p> <p>また、事前照会者から申出があった場合は事前照会者名を公表することができる。</p> <p>ただし、照会内容及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や国税に関する法律上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を被覆するなどして公表することに留意する。</p> <p>(注) 取引等関係者名については、事案の性格上、明らかにすることが必要な場合を除き、例えば、X、Y等と記載することにより匿名化することとする。</p> <p>ロ 公表は、原則として、回答後60日以内に行うこととする。</p> <p>ただし、事前照会の際に、事前照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公表しないことを求める申出があった場合で、その申出に相当の理由があると認められるときには、当該申出に係る期間後に公表することとする。</p> <p>ハ 公表は、各局又は庁のホームページにおいて照会及び回答の内容を項目別に掲載して行うほか、各局又は庁の閲覧窓口において閲覧に供する。</p>



改 正 後	改 正 前
<p>別紙 1</p> <p>別紙 1 様式～別紙 1 - 3 様式 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1～11 (省略)</p> <p>12 その他留意事項</p> <p>(1) チェックシートの記載等</p> <p>文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たす事前照会であることが必要であり、事前照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください(詳しくは、税務署の窓口でご相談ください。)</p> <p>(2) 公表等</p> <p>本件照会及び回答文書の内容は、回答後2か月以内に公表することとしていますが、取引等の事情により一定期間内(1年を超えない期間内)について非公表を求めようとする場合には、その求める期間及びその理由を適宜の用紙に記載し、添付してください。</p> <p>また、事前照会者名を公表することの申出をする場合には、その旨を適宜の用紙に記載し、添付してください。</p>	<p>別紙 1</p> <p>別紙 1 様式～別紙 1 - 3 様式 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1～11 (省略)</p> <p>12 その他留意事項</p> <p>(1) チェックシートの記載等</p> <p>文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たす事前照会であることが必要であり、事前照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください(詳しくは、税務署の窓口でご相談ください。)</p> <p>(2) 公表等</p> <p>本件照会及び回答文書の内容は、回答後60日以内に公表することとしていますが、取引等の事情により一定期間内(180日を超えない期間内)について非公表を求めようとする場合には、その求める期間及びその理由を適宜の用紙に記載し、添付してください。</p> <p>また、事前照会者名を公表することの申出をする場合には、その旨を適宜の用紙に記載し、添付してください。</p>

改 正 後

別紙3付表

補足資料等 要求年月日	提出等年月日	除算期間	補足資料等の要求内容
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
① 合 計			日
② 照会年月日	・	照会日からの日数	(注)
③ 照会から3か月経過日	・	日	1 ②の年月日欄は、欄に於いて照会年月日の3か月後の応答日を入力する。
④ 除算期間 (①)	日		2 ②の年月日欄は、②の年月日から④の日数を経過する日を入力する。
⑤ 3か月経過日(除算期間法) (②+④)	・	日	
⑥ 本審問室の可処分日の経過年月日	・	日	
⑦ 文書調査の可処分等の変更或終了日	・	日	
⑧ 回答年月日	・	日	
⑨ 処理期間 (⑧-②)		日	
⑩ 3か月を超える場合の回答員込差格年月日	・	日	
【備 考】			

改 正 前

別紙3付表

補足資料等 要求年月日	提出等年月日	除算期間	補足資料等の要求内容
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
・	・	日	
① 合 計			日
② 照会年月日	・	照会日からの日数	(注)
③ 照会から3か月経過日	・	日	1 ②の年月日欄は、欄に於いて照会年月日の3か月後の応答日を入力する。
④ 除算期間 (①)	日		2 ②の年月日欄は、②の年月日から④の日数を経過する日を入力する。
⑤ 3か月経過日(除算期間法) (②+④)	・	日	
⑥ 照会年月日	・	日	
⑦ 処理期間 (⑥-②)		日	
⑧ 3か月を超える場合の回答員込差格年月日	・	日	
【備 考】			

平成 23 年 3 月 24 日

審 理 室

## 文書回答手続の事務運営指針の一部改正について

### 1 文書回答手続の概要

文書回答手続は、納税者サービスの一環として、実際に行われた又は確実に行われる取引等で、多数の納税者から照会が予想されるものや不特定多数の納税者にかかわるものの税務上の取扱いについて文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。

### 2 改正点

平成 23 年度税制改正大綱を踏まえ、「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）」を次のとおり改正する。

- ① 国税局の担当職員は、照会文書が受付窓口に到達した日からおおむね 1 月以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可能性、処理の時期の見通し等について、事前照会者に対し口頭で説明することとする。ただし、補足資料の提出等を求めた日から提出等がなされた日までの期間は、この 1 月の期間に算入しないこととする。
- ② 事前照会者からの申出に相当の理由があるとして、照会内容及び回答内容等の公表を延期できる期間を、最長 1 年以内（改正前 180 日以内）に延長する。

### 3 適用時期

平成 23 年 4 月 1 日以後に受け付けたものから適用する。

(7) その他

〔国税〕

① 事前照会に対する文書回答制度の見直し

事前照会に対する文書回答制度について、次の見直しを行います。

イ 国税局の担当職員は、事前照会者からの照会文書が受付窓口に到達した日からおおむね1月以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可否の可能性、処理の時期の見通し等について、当該事前照会者に対し口頭で説明することとします。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該1月の期間に算入しないこととします。

ロ 事前照会者からの申出に相当の理由があるとして、照会内容及び回答内容等の公表を延期できる期間を、最長1年以内（現行180日以内）に延長します。

(注) 上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に行われる事前照会について適用します。



## 決裁・供覧

件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）			文書番号		
				課 審 1-31		
伺い文	事前照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、実際に行われた又は確実に行われる取引等で、多数の納税者から照会が予想されるものや不特定多数の納税者に関わるものの税務上の取扱いについて文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として別紙3参照					
起案	起案日	平成29年03月07日		受付日		
	部署	国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理総括係		決裁	決裁処理期限日	
					決裁日	平成29年05月23日
	起案者	山崎 栄二		施行	施行処理期限日	
連絡先				施行日	平成29年05月26日	
分類名称	大分類	公文書管理（その他）		施行	施行先	
	中分類	訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯			施行者	
	名称（小分類）	【平成29年】事務運営指針及び事務運営指針関係書類			取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け	2
	秘密期間終了日				取扱制限	
	指定事由			保存	行政文書保存期間	10年
					保存期間満了時期	令和09年12月31日
決裁・供覧欄	<p>国税庁 課税部 川嶋 真（部長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 渡邊 淳平（課長補佐【庁】） 【後閲】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 谷口 香穂（係長【庁】）</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 大島 健輔（事務官【庁】）</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課 総務係 有澤 美香（係長（国税実査官）【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 調査査察部 調査課 鈴木 孝直（課長【庁】） 【済】</p> <p>別紙1参照</p>					
備考欄						

# 別紙1

国税庁 調査査察部 調査課  
戸谷 淳哉（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
田口 敏也（主査（国税調査官）【庁】） 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
小西 勉（企画専門官【庁】） 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 審理第一係  
島本 豊暢（係長（国税調査官）【庁】） 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 審理第二係  
岩澤 証（係長（国税調査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税軽減税率制度対応室  
石澤 勇司（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税軽減税率制度対応室 総括係  
寺井 健人（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
永田 寛幸（室長） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
竹内 啓（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室 消費税第一係  
末安 直貴（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
松山 清人（資産評価企画官） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
田所 寛幹（資産評価企画官補佐） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官 評価係  
丹羽 隆浩（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 酒税課  
田村 公一（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 酒税課  
宮葉 敏之（酒税企画官） 【済】

国税庁 課税部 酒税課  
磯見 竜太（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 酒税課 総務係  
高橋 啓（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
飯守 一文（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
神谷 信（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課 総務係  
浜田 さゆり（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
瀧澤 一弘（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
岩佐 由加里（課長補佐【庁】） 【済】

決裁・供覧欄（別紙）

# 別紙1

国税庁 課税部 資産課税課 総務係  
松下 武史 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課 総務係  
富山 智子 (国税実査官【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課  
榎原 耕太郎 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課  
石澤 弘樹 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課 総務係  
小林 秀和 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
市田 浩恩 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
山下 和博 (課税企画官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
鈴木 友康 (企画調整官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
長内 昌三 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 調整係  
小林 克巳 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
千葉 俊徳 (室長) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
遠部 友子 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
野崎 剛 (企画専門官【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
大野 隆太 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
森高 厚胤 (企画専門官【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
上田 浩人 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第五係  
神田 泰宏 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第四係  
吉場 英雄 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第三係  
板東 一也 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第二係  
池内 学 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第一係  
馬淵 大樹 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

決裁・  
供覧欄  
(別紙)

### 別紙3

実施している。

今回、この文書回答手続について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。

(注) 「『同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について』の一部改正について(事務運営指針)」については、本事務運営指針の改正と同時に発遣することを予定している。

伺い文  
(別紙)



## 伺　い

事前照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、実際に行われた又は確実に行われる取引等で、多数の納税者から照会が予想されるものや不特定多数の納税者に関わるものの税務上の取扱いについて文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。

今回、この文書回答手続について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。

(注) 『同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について』の一部改正について(事務運営指針)については、本事務運営指針の改正と同時に発遣することを予定している。

課 審 1 - 〇  
課 総 2 - 〇  
課 個 1 - 〇  
課 資 1 - 〇  
課 法 1 - 〇  
課 酒 1 - 〇  
課 評 1 - 〇  
課 消 1 - 〇  
課 軽 1 - 〇  
査 調 1 - 〇  
平成29年5月〇日

各 国 税 局 長  
殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官  
(官印省略)

「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」  
の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、平成29年7月1日以後に受け付ける事前照会に対する文書回答手続等については、これにより適切に実施されたい。

（趣旨）

事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>1 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲</p> <p>文書回答の趣旨を踏まえ、次の要件の<u>全て</u>を満たす事前照会に対して、事前照会者の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p>ただし、国税に関する法令に定める承認申請等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答など、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること</p> <p>(注) 「<u>将来行う予定の取引等</u>」に係る事前照会には、<u>照会の前提とする事実関係について選択肢があるものは含まれないことに留意する。</u></p> <p>(4)~(8) (省略)</p> <p>(9) 以上のほか、事前照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>イ~リ (省略)</p> <p>ヌ <u>審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるもの</u></p>	<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>1 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲</p> <p>文書回答の趣旨を踏まえ、次の要件の<u>すべて</u>を満たす事前照会に対して、事前照会者の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p>ただし、国税に関する法令に定める承認申請等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答など、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>仮定の実事関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくものではなく、実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること</u></p> <p>(注) 「<u>複数の選択肢がある事実関係に基づくものではなく</u>」とは、<u>一つの照会文書において前提としている事実関係が複数ではなく一つであることをいう。</u></p> <p>(4)~(8) (省略)</p> <p>(9) 以上のほか、事前照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>イ~リ (省略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ル 上記イから又までに掲げるもののほか、本手続による文書回答が適切でない認められるもの (例示) (省略)</p>	<p>ヌ 上記イからリまでのほか、本手続による文書回答が適切でない認められるもの (例示) (省略)</p>
<p>3 事前照会時の対応及び提出書類等        国税に関する法令の適用等に関して、事前照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、次のように対応する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 照会応答担当者は、照会内容が明らかに1に掲げる要件を満たしていないと判断される場合を除き、次のイからチまでの事項を記載した書面並びにリ及びヌの書類(「次のイからチまでの事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。)を提出することにより本手続に基づく事前照会ができる旨及び審査の結果次第では、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を、事前照会者に対して説明する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 照会事項に関する取引等関係者の名称(全て実名とする。)、取引等における権利・義務関係などの具体的な事実関係</p> <p>ハ～チ (省略)</p> <p>リ 事前照会に係る取引等に関する<u>全ての</u>契約書及び審査に必要と思われる資料等の写し等関係書類</p> <p>ヌ (省略)</p>	<p>3 事前照会時の対応及び提出書類等        国税に関する法令の適用等に関して、事前照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、次のように対応する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 照会応答担当者は、照会内容が明らかに1に掲げる要件を満たしていないと判断される場合を除き、次のイからチまでの事項を記載した書面並びにリ及びヌの書類(「次のイからチまでの事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。)を提出することにより本手続に基づく事前照会ができる旨及び審査の結果次第では、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を、事前照会者に対して説明する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 照会事項に関する取引等関係者の名称(すべて実名とする。)、取引等における権利・義務関係などの具体的な事実関係</p> <p>ハ～チ (省略)</p> <p>リ 事前照会に係る取引等に関する<u>すべての</u>契約書及び審査に必要と思われる資料等の写し等関係書類</p> <p>ヌ (省略)</p>
<p>7 関係部署への連絡等</p> <p>(1) 局における回答内容の通知等        文書回答を行った局の審理課又は酒税課は、2(1)の署(税務署長)又は局(局調査管理課長等)に対して、回答内容等を通知するとともに、</p>	<p>7 関係部署への連絡等</p> <p>(1) 局における回答内容の通知等        文書回答を行った局の審理課又は酒税課は、2(1)の署(税務署長)又は局(局調査管理課長等)に対して、回答内容等を通知するとともに、</p>



改 正 後	改 正 前
<p>関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなどその処理結果を連絡する。また、<u>全て</u>の処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、文書回答関係書類として保存する。</p> <p>(2)~(4) (省略)</p>	<p>関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなどその処理結果を連絡する。また、<u>すべて</u>の処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、文書回答関係書類として保存する。</p> <p>(2)~(4) (省略)</p>

改 正 後

別紙 1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

受付印		① 番 号	
平成 年 月 日	② 住 所 ・ 所 在 地 ( 納 税 地 )	〒	
	③ (フリガナ) 氏 名 ・ 名 称	( )	電 話 番 号
税 務 署 経 由 国 税 局 審 理 課 長 ( 審 理 官 ) 酒 税 課 長 殿	④ 代 理 人 住 所 ・ 居 所	( )	電 話 番 号
	(フリガナ) 役 職 ・ 氏 名	( )	電 話 番 号
殿 者	⑤ 代 理 人 住 所 ・ 居 所	( )	電 話 番 号
	(フリガナ) 氏 名	( )	電 話 番 号
<p>⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかは、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予断可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。</p>			
⑦ 事前照会の趣旨 (法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙 1-1 のとおり		
⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係 (取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙 1-2 のとおり		
⑨ ③の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることとの理由	別紙 1-3 のとおり		
⑩ 取引等に係る国税の申告期限等	年 月 日		
⑪ 関係する法令条項等			
⑫ 添付書類	<p>1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート (別紙 1-4) 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料</p>		

(注意事項)

- 1 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 2 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 3 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。

改 正 前

別紙 1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

受付印		① 番 号	
平成 年 月 日	② 住 所 ・ 所 在 地 ( 納 税 地 )	〒	
	③ (フリガナ) 氏 名 ・ 名 称	( )	電 話 番 号
税 務 署 経 由 国 税 局 審 理 課 長 ( 審 理 官 ) 酒 税 課 長 殿	④ 代 理 人 住 所 ・ 居 所	( )	電 話 番 号
	(フリガナ) 氏 名	( )	電 話 番 号
殿 者	⑤ 代 理 人 住 所 ・ 居 所	( )	電 話 番 号
	(フリガナ) 氏 名	( )	電 話 番 号
<p>⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかは、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予断可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。</p>			
⑦ 事前照会の趣旨 (法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙 1-1 のとおり		
⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係 (取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙 1-2 のとおり		
⑨ ③の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることとの理由	別紙 1-3 のとおり		
⑩ 取引等に係る国税の申告期限等	年 月 日		
⑪ 関係する法令条項等			
⑫ 添付書類	<p>1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート (別紙 1-4) 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料</p>		

(注意事項)

- 1 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 2 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 3 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。

改 正 後	改 正 前
<p>別紙1-1様式～別紙1-3様式 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 「③ 氏名・名称」及び「④ 総代又は法人の代表者等」</p> <p>事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載し、押印してください。なお、総代が互選されているときには、④欄に総代の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。</p> <p>事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称を、④欄に代表者等の住所又は居所並びに役職及び氏名を記載し、代表者等の印を押してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。</p> <p>4～12 (省略)</p>	<p>別紙1-1様式～別紙1-3様式 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 「③ 氏名・名称」及び「④ 総代又は法人の代表者」</p> <p>事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載し、押印してください。なお、総代が互選されているときには、④欄に総代の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。</p> <p>事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称を、④欄に代表者の住所又は居所及び氏名を記載し、代表者の印を押してください。</p> <p>4～12 (省略)</p>

改正後

別紙1-4

チェックシート

(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項	目	チェック欄
1)	事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
3)	申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ
4)	支離に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
5)	照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ
6)	事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
7)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
8)	照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
9)	照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起った場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
10)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ
11)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
12)	個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
13)	事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
14)	事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
15)	事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
16)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印

改正前

別紙1-4

チェックシート

(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項	目	チェック欄
1)	事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
3)	申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ
4)	仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づく照会ではない。	はい・いいえ
5)	実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
6)	事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
7)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
8)	照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
9)	照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起った場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
10)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ
11)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
12)	個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
13)	事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
14)	事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
15)	事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
16)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印



改 正 後	改 正 前
<p>別紙2</p> <p>別紙2様式 (省略)</p> <p>[形式審査表の記載要領]</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 「10」欄……事前照会者自身により実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること <u>(「将来行う予定の取引等」に係る事前照会にあつては、照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではないこと。)</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～チ (省略) リ <u>審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるもの</u> ヌ 上記のほか、本手続による回答が適切でないと認められるもの(例示) ①～③ (省略)</p> <p>5・6 (省略)</p>	<p>別紙2</p> <p>別紙2様式 (省略)</p> <p>[形式審査表の記載要領]</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 「10」欄……<u>仮定の実事関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくものではなく、事前照会者自身により実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること。</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～チ (省略) (新設)</p> <p>リ 上記のほか、本手続による回答が適切でないと認められるもの(例示) ①～③ (省略)</p> <p>5・6 (省略)</p>

(決裁参考)

## 文書回答手続（事前照会）の事務運営指針の一部改正について

### 1 文書回答手続の概要

事前照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、実際に行われた又は確実に行われる取引等で、多数の納税者から照会が予想されるものや不特定多数の納税者に関わるものの税務上の取扱いについて文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。

### 2 改正点

納税者利便の一層の向上の観点から、「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）」を次のとおり改正する。

#### ① 文書回答手続の対象となる照会範囲についての誤解の是正

現行の事務運営指針においては、将来行う予定の取引等であっても、個別具体的な資料の提出が可能なものは照会の対象としている。この場合、自己に有利な回答を引き出すために照会内容の一部を変更するなどして照会を繰り返し、租税回避に悪用される可能性があることから、「仮定の事実関係に基づく」照会は、文書回答手続の照会範囲から除いている。そのため、例えば、照会者が、認可前の金融商品など前提となる事実関係が最終確定していない照会は、本来は照会の対象となるにもかかわらず、照会者において「仮定の事実関係に基づく」照会に該当し、照会の対象外であるとの誤解を生み、照会に至っていない現状が把握されたことから、これを是正するために文書回答手続の照会範囲を整理する。

#### ② 納税者の照会に係る事務手続の簡素化

現行の事務運営指針においては、照会文書には一律に代表者の記名押印を求めているところ、大企業においては記名押印のための代表者への説明等の事務手続が煩雑であり、照会する上での負担になっているとの意見があることから、記名押印を行うべき者について担当役員でも差し支えないこととする。

### 3 適用時期

平成29年7月1日以後に受け付けるものから適用する。

# 決裁・供覧

件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）			文書番号	
				課 審 1-26	
伺い文	事前照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、個別の取引等に係る税務上の取扱いについて、文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。 別紙3参照				
起案	起案日	令和02年10月19日		受付日	
	部署	国税庁 課税部 課税総括課審理室 審理総括係		決裁	決裁処理期限日
	起案者	父母石 英毅			決裁日
	連絡先				令和02年10月19日
分類名称	大分類	公文書管理（その他）		施行	施行処理期限日
	中分類	訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯			施行日
	名称（小分類）	【令和2年】【審総】事務運営指針及び事務運営指針関係書類			施行先
	秘密区分				施行者
取扱区分	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け
	指定事由			格付け	取扱制限
			保存	行政文書保存期間	10年
			保存	保存期間満了時期	令和12年12月31日
決裁・供覧欄	<p>国税庁 課税部 課税総括課審理室 江崎 純子（室長） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 二見 智子（係長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 黒井 悠貴（事務官【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課審理室 尾張 佳也（課長補佐【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課審理室 山中 英司（企画専門官【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課審理室 塚尾 敦嗣（課長補佐【庁】） 【済】</p> <p>別紙1参照</p>				
備考欄	今回の事務運営指針の改正は、書面・押印の見直しに係る庁内の方針に従うものであるため、合議は省略する（国税庁行政文書取扱規則第12条2項）。				

# 別紙1

国税庁 課税部 課税総括課審理室  
池内 学（企画専門官【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課審理室  
鈴木 憲太郎（企画専門官【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課審理室 審理第五係  
石井 孝（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課審理室 審理第四係  
林 賢輔（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課審理室  
安部 幸紀 【後閲】

国税庁 課税部 課税総括課審理室 審理第二係  
二摩 真矢（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課審理室 審理第一係  
徳村 典明（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

決裁・供覧欄（別紙）



## 別紙3

今回、この文書回答手続について、照会者の事務負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。

(注) 「『同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について』の一部改正について(事務運営指針)」については、本事務運営指針の改正と同時に発遣することを予定している。

伺い文  
(別紙)

課 審 1 - 〇

令和2年10月〇日

各 国 税 局 長  
殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官  
(官印省略)

「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」  
の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、令和2年10月26日以後に受け付ける事前照会に対する文書回答手続等については、これにより適切に実施されたい。

(趣旨)

事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について、照会者等の事務負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、所要の整備を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>本文 (省略)</p>	<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>本文 (省略)</p>

改正後

別紙1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

		① 整理番号		
受付印 ○	令和 年 月 日	② 住所・所在地 (納税地)	〒	
		③ (フリガナ) 氏名・名称		電話番号
税務署経由 国税局 審理課長 (審理官) 酒税課長 殿	事前照会	④ 法人番号		
		⑤ 人の代表者等 (総代又は法代)	住所・居所 (フリガナ) 役職・氏名	電話番号
		⑥ 代理人	住所・居所 (フリガナ) 氏名	電話番号
⑦ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。				
⑧ 事前照会の趣旨 (法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)		別紙1-1のとおり		
⑨ 事前照会に係る取引等の事実関係 (取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)		別紙1-2のとおり		
⑩ ⑨の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由		別紙1-3のとおり		
⑪ 取引等に係る国税の申告期限等		年 月 日		
⑫ 関係する法令条項等				
⑬ 添付書類		1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート (別紙1-4) 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料		

(注意事項)

- 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。

改正前

別紙1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

		① 整理番号		
受付印 ○	平成 年 月 日	② 住所・所在地 (納税地)	〒	
		③ (フリガナ) 氏名・名称		電話番号
税務署経由 国税局 審理課長 (審理官) 酒税課長 殿	事前照会	④ 人の代表者等 (総代又は法代)	住所・居所 (フリガナ) 役職・氏名	電話番号
		⑤ 代理人	住所・居所 (フリガナ) 氏名	電話番号
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。				
⑦ 事前照会の趣旨 (法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)		別紙1-1のとおり		
⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係 (取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)		別紙1-2のとおり		
⑨ ⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由		別紙1-3のとおり		
⑩ 取引等に係る国税の申告期限等		年 月 日		
⑪ 関係する法令条項等				
⑫ 添付書類		1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート (別紙1-4) 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料		

(注意事項)

- 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。



改正後

別紙1-1

㉔ 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）

改正前

別紙1-1

㉔ 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）

改正後

別紙1-2

㊦ 事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

改正前

別紙1-2

㊦ 事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

改正後

別紙1-3

⑨ ⑩の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること(理由(具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。))

改正前

別紙1-3

⑨ ⑩の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること(理由(具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。))

改 正 後

別紙1-4

チ ェ ッ ク シ ー ト

(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ
(4) 実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
(5) 照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ
(6) 事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(7) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(8) 照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(9) 照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(10) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関する照会ではない。	はい・いいえ
(11) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(12) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
(13) 事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(14) 事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(15) 事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(16) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

改 正 前

別紙1-4

チ ェ ッ ク シ ー ト

(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ
(4) 実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
(5) 照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ
(6) 事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(7) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(8) 照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(9) 照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(10) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関する照会ではない。	はい・いいえ
(11) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(12) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
(13) 事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(14) 事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(15) 事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(16) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印



改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 「③ 氏名・名称」、<u>④ 法人番号</u>」及び「<u>⑤ 総代又は法人の代表者等</u>」  事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載してください。なお、総代が互選されているときには、<u>⑤欄</u>に総代の住所又は居所及び氏名を記載してください。  事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称、<u>④欄</u>に法人番号及び<u>⑤欄</u>に代表者等の住所又は居所並びに役職及び氏名を記載してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。</p> <p>4 「<u>⑥ 代理人</u>」  税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載してください。  なお、代理人は、税理士法第2条に規定する「税理士業務」を行うことができる方になります。</p> <p>5 「<u>⑦ 同意事項等</u>」  審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。</p> <p>6 「<u>⑧ 事前照会の趣旨</u>」  個別の取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する事前照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。  また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項<u>⑨</u>及び<u>⑩</u>についても、同様です。）。</p>	<p style="text-align: center;">「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 「③ 氏名・名称」及び「<u>④ 総代又は法人の代表者等</u>」  事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載し、<u>押印</u>してください。なお、総代が互選されているときには、<u>④欄</u>に総代の住所又は居所及び氏名を記載し、<u>押印</u>してください。  事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称を、<u>④欄</u>に代表者等の住所又は居所並びに役職及び氏名を記載し、<u>代表者等の印を押</u>してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。</p> <p>4 「<u>⑤ 代理人</u>」  税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載し、<u>押印</u>してください。  なお、代理人は、税理士法第2条に規定する「税理士業務」を行うことができる方になります。</p> <p>5 「<u>⑥ 同意事項等</u>」  審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。</p> <p>6 「<u>⑦ 事前照会の趣旨</u>」  個別の取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する事前照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。  また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項<u>⑧</u>及び<u>⑨</u>についても、同様です。）。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>7 「⑨ 事前照会に係る取引等の事実関係」 照会事項に係る当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。</p> <p>8 「⑩ ⑨の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由」 ⑨の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる事前照会者の求める見解となることの理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。</p> <p>9 「⑪ 取引等に係る国税の申告期限等」 ⑨の取引等に係る国税の申告期限や納期限を記載してください。なお、回答がないことを理由に、これらの期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。</p> <p>10 「⑫ 関係する法令条項等」 ⑩の見解となることの理由に関する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。</p> <p>11 「⑬ 添付書類」 事前照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を( )内に簡単に記載してください。</p> <p>12 (省略)</p>	<p>7 「⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係」 照会事項に係る当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。</p> <p>8 「⑨ ⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由」 ⑧の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる事前照会者の求める見解となることの理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。</p> <p>9 「⑩ 取引等に係る国税の申告期限等」 ⑧の取引等に係る国税の申告期限や納期限を記載してください。なお、回答がないことを理由に、これらの期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。</p> <p>10 「⑪ 関係する法令条項等」 ⑨の見解となることの理由に関する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。</p> <p>11 「⑫ 添付書類」 事前照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を( )内に簡単に記載してください。</p> <p>12 (省略)</p>

改正後

別紙2

形式審査表

署担当者		署 部門	作成年月日	局担当者	局 課	作成年月日	整理番号			
事前照会者 氏名(名称)		確 認		補 正 状 況						
		署		局						
記 載 事 項	1	事前照会者の住所・氏名の記載がある	適・不適	適・不適	・ ・					
	2	代理人・継代の委任状等の添付漏れはない	適・不適	適・不適	・ ・					
	3	事前照会者の趣旨は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・					
	4	取引等の事実関係は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・					
	5	求める見解の理由は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・					
	6	提出資料の漏れはない	適・不適	適・不適	・ ・					
	要 件	7	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない	適・不適	適・不適					
		8	申告期限前の事前照会である	適・不適	適・不適					
		9	事前照会者が実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等である	適・不適	適・不適					
	事 項	10	調査等の手続に関係するものではない	適・不適	適・不適					
		11	既に取扱い等が明らかにされているものではない	適・不適	適・不適					
		12	個々の財産の評価等に関するものではない	適・不適	適・不適					
		13	事務運営指針19)に規定する要件を満たしている		適・不適					
簡 易 補 正	求 め た 法 方	求 め た 年 月 日	求 め た 事 項		担 当 者					
	面接・電話・文書	・ ・								
	面接・電話・文書	・ ・								
その他連絡事項										

改正前

別紙2

形式審査表

署担当者		署 部門	作成年月日	局担当者	局 課	作成年月日	整理番号			
事前照会者 氏名(名称)		確 認		補 正 状 況						
		署		局						
記 載 事 項	1	事前照会者の住所・氏名の記載がある	適・不適	適・不適	・ ・					
	2	押印漏れはない	適・不適	適・不適	・ ・					
	3	代理人・継代の委任状等の添付漏れはない	適・不適	適・不適	・ ・					
	4	事前照会者の趣旨は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・					
	5	取引等の事実関係は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・					
	6	求める見解の理由は明らかである	適・不適	適・不適	・ ・					
	7	提出資料の漏れはない	適・不適	適・不適	・ ・					
	要 件	8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない	適・不適	適・不適					
		9	申告期限前の事前照会である	適・不適	適・不適					
		10	事前照会者が実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等である	適・不適	適・不適					
	事 項	11	調査等の手続に関係するものではない	適・不適	適・不適					
		12	既に取扱い等が明らかにされているものではない	適・不適	適・不適					
		13	個々の財産の評価等に関するものではない	適・不適	適・不適					
		14	事務運営指針19)に規定する要件を満たしている		適・不適					
簡 易 補 正	求 め た 法 方	求 め た 年 月 日	求 め た 事 項		担 当 者					
	面接・電話・文書	・ ・								
	面接・電話・文書	・ ・								
その他連絡事項										

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">[形式審査表の記載要領]</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1) 「7」欄……税法上の承認申請(措置法40条事案等)等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。</p> <p>(2) 「8」欄……申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の事前照会であること。</p> <p>(3) 「9」欄……事前照会者自身により実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であって、照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではないこと。</p> <p>(4) 「10」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に係る事前照会でないこと。</p> <p>(5) 「11」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと。</p> <p>(6) 「12」欄……個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと。</p> <p>(7) 「13」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～ヌ (省略)</p> <p>5・6 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">[形式審査表の記載要領]</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1) 「8」欄……税法上の承認申請(措置法40条事案等)等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。</p> <p>(2) 「9」欄……申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の事前照会であること。</p> <p>(3) 「10」欄……事前照会者自身により実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であって、照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではないこと。</p> <p>(4) 「11」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に係る事前照会でないこと。</p> <p>(5) 「12」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと。</p> <p>(6) 「13」欄……個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと。</p> <p>(8) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～ヌ (省略)</p> <p>5・6 (省略)</p>



改正後

別紙4

(文書番号)  
令和 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(住所・所在地)

(氏名・名称)

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 国税局

審理課長 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ について  
(令 . . . 付照会に対する回答)

(文案の例示)

標題のことについては、御照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

ただし、次のことを申し添えます。

- (1) 御照会にかかる事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。
- (2) この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。

改正前

別紙4

(文書番号)  
平成 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(住所・所在地)

(氏名・名称)

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 国税局

審理課長 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ について  
(平 . . . 付照会に対する回答)

(文案の例示)

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

ただし、次のことを申し添えます。

- (1) ご照会にかかる事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。
- (2) この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。

改正後

別紙5

(文書番号)  
令和 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(住所・所在地)

(氏名・名称)

\_\_\_\_\_  
殿

\_\_\_\_\_  
国税局

\_\_\_\_\_  
審理課長 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_  
について  
(金 . . . 付照会に対する回答)

(文案の例示)

標題のことについては、下記の理由から、貴見のとおり取り扱われるとは限りません。

なお、この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するもの  
ではないことを申し添えます。

記

(理由)

改正前

別紙5

(文書番号)  
平成 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(住所・所在地)

(氏名・名称)

\_\_\_\_\_  
殿

\_\_\_\_\_  
国税局

\_\_\_\_\_  
審理課長 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_  
について  
(平 . . . 付照会に対する回答)

(文案の例示)

標題のことについては、下記の理由から、貴見のとおり取り扱われるとは限りません。

なお、この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するもの  
ではないことを申し添えます。

記

(理由)

改 正 後

別紙6

(文 書 番 号)  
金 和 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(住所・所在地)

(氏名・名称)

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 国税局

審理課長 \_\_\_\_\_ ⑩

\_\_\_\_\_ について  
(金 . . . 付照会に対する回答)

(文案の例示)

標題のことについては、御照会に係る事実関係を前提とする限り、別添資料の回答内容と同様の取扱いとなります。

ただし、次のことを申し添えます。

- (1) 御照会にかかる事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。
- (2) この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。

改 正 前

別紙6

(文 書 番 号)  
平 成 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(住所・所在地)

(氏名・名称)

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 国税局

審理課長 \_\_\_\_\_ ⑩

\_\_\_\_\_ について  
(平 . . . 付照会に対する回答)

(文案の例示)

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、別添資料の回答内容と同様の取扱いとなります。

ただし、次のことを申し添えます。

- (1) ご照会にかかる事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。
- (2) この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。

改正後

別紙7

(文書番号)  
令和 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

国税局

審理課長 ④

文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ (通知)

(文案の例示)

事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、令和 年 月 日に收受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前照会には当たりませんので、お知らせします。

記

(理由)

改正前

別紙7

(文書番号)  
平成 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

国税局

審理課長 ④

文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ (通知)

(文案の例示)

事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、平成 年 月 日に收受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前照会には当たりませんので、お知らせします。

記

(理由)

改正後

別紙 8

(文 書 番 号)  
令和 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

国税局

審理課長 \_\_\_\_\_ ㊟

事前照会に対する文書回答の対象となくなった旨のお知らせ (通知)

(文案の例示)

事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する申告期限等前の取引等に係る事前照会を対象として行うこととして

います。  
しかしながら、令和 年 月 日に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となくなりましたので、お知らせします。

記

(理由)

改正前

別紙 8

(文 書 番 号)  
平成 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

国税局

審理課長 \_\_\_\_\_ ㊟

事前照会に対する文書回答の対象となくなった旨のお知らせ (通知)

(文案の例示)

事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する申告期限等前の取引等に係る事前照会を対象として行うこととして

います。  
しかしながら、平成 年 月 日に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となくなりましたので、お知らせします。

記

(理由)



(決裁参考)

## 文書回答手続（事前照会）の事務運営指針の一部改正について

### 1 文書回答手続の概要

事前照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、個別の取引等に係る税務上の取扱いについて、文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。

### 2 改正点

照会者等の事務負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、照会文書への押印を不要とするなど、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）」に定める様式等を改正する。

### 3 適用時期

令和2年10月26日以後に受け付けるものから適用する。

# 決裁・供覧

件名	「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）			文書番号	
				課 審 1-15	
伺い文	事前照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、個別の取引等に係る税務上の取扱いについて、文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。 別紙3参照				
起案	起案日	令和03年06月17日		受付日	
	部署	国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理総括係		決裁	決裁処理期限日
	起案者	父母石 英毅			決裁日
	連絡先				令和03年06月21日
分類名称	大分類	公文書管理（その他）		施行	施行処理期限日
	中分類	訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯			施行日
	名称（小分類）	【令和3年】【審総】事務運営指針及び事務運営指針関係書類			施行先
	秘密区分				施行者
取扱区分	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け
	指定事由			格付け	取扱制限
				保存	行政文書保存期間
				保存	保存期間満了時期
<p>国税庁 課税部 課税総括課 審理室 江崎 純子（室長） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 重藤 哲郎（部長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課 総務係 松山 栄里子（係長（国税実査官）【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第一係 高梨 英樹（国税実査官【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 二見 智子（係長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 黒井 悠貴（事務官【庁】） 【済】</p> <p>別紙1参照</p>					
備考欄					

# 別紙1

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係  
津田 優希子（事務官【庁】） 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
古川 勇人（課長【庁】） 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
沼田 千明（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 総務係  
原田 健史（係長（国税調査官）【庁】） 【後関】 【済】

国税庁 課税部 酒税課  
郷 敦（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 酒税課  
山里 崇（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 酒税課 総務係  
川村 賢史（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税軽減税率制度対応室  
福田 あづさ（室長） 【後関】 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税軽減税率制度対応室  
竹中 茉莉子（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税軽減税率制度対応室 総括係  
原岡 昌幸（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
松山 清人（室長） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
濱田 正義（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室 消費税第一係  
嶋原 憲司（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
渡邊 秀雄（資産評価企画官） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
北川 了浩（資産評価企画官補佐） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官 評価係  
井上 哲裕（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
田島 伸二（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
田畑 仁（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課 総務係  
川合 敬一（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
西野 享太郎（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
尾張 佳也（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課 総務係  
園田 裕亮（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

決裁・供覧欄（別紙）

# 別紙1

国税庁 課税部 個人課税課  
上良 睦彦 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課  
松井 めぐみ (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課 総務係  
佐ノ木 隼人 (係長(国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
小平 忠久 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
岩佐 由加里 (企画調整官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
酒井 秀行 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 調整係  
福井 健広 (係長(国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
関野 和宏 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
山中 英司 (企画専門官【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
塚尾 敦嗣 (課長補佐【庁】) 【後関】 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
池内 学 (企画専門官【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
鈴木 憲太郎 (企画専門官【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第五係  
石井 孝 (係長(国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第四係  
林 賢輔 (係長(国税実査官)【庁】) 【後関】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
安部 幸紀 【後関】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第二係  
二摩 真矢 (係長(国税実査官)【庁】) 【後関】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第一係  
徳村 典明 (係長(国税実査官)【庁】) 【後関】

決裁・  
供覧欄  
(別紙)

## 別紙3

今回、この文書回答手続について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。  
(注) 「『同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について』の一部改正について(事務運営指針)」については、本事務運営指針の改正と同時に発遣することを予定している。

伺い文  
(別紙)



課 審 1 - ●  
課 総 2 - ●  
課 個 1 - ●  
課 資 1 - ●  
課 法 1 - ●  
課 酒 1 - ●  
課 評 1 - ●  
課 消 1 - ●  
課 軽 1 - ●  
査 調 1 - ●  
令和3年6月●日

各 国 税 局 長  
殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官  
(官印省略)

「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」  
の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、令和3年7月1日以後に受け付ける事前照会に対する文書回答手続等については、これにより適切に実施されたい。

(趣旨)

事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>1 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲 文書回答の趣旨を踏まえ、次の要件の全てを満たす事前照会に対して、事前照会者の求める見解への回答を文書により行うこととする。 ただし、国税に関する法令に定める承認申請等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答など、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p>(1) <u>事前照会者が行う取引等に係る国税に関する法令 (法令の改正過程にあるものを除く。)</u> の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する事前照会であること</p> <p>(2)~(8) (省略)</p> <p>(9) 以上のほか、事前照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること イ <u>実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの (同族会社等の行為又は計算の否認等の認定を必要とするものを含む。)</u> ロ <u>国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの (当該法令等により決定されるべき事項が未解決であるものを含む。)</u> ハ~ホ (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ニ</u> 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p>	<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>1 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲 文書回答の趣旨を踏まえ、次の要件の全てを満たす事前照会に対して、事前照会者の求める見解への回答を文書により行うこととする。 ただし、国税に関する法令に定める承認申請等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答など、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p>(1) <u>事前照会者が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する事前照会であること</u></p> <p>(2)~(8) (同左)</p> <p>(9) 以上のほか、事前照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること イ <u>実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの</u> ロ <u>国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</u> ハ~ホ (同左)</p> <p><u>ニ</u> <u>同族会社等の行為又は計算の否認等に関わる取引等、通常の経済取引としては不合理と認められるもの</u> <u>ト</u> <u>税の軽減を主要な目的とするもの</u> <u>チ</u> 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ト</u> 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等（当該国、地域に住所又は居所を有する個人及び当該国、地域に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。）であるもの</p> <p><u>チ</u> 審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるものや<u>審査後において、当該事実関係を合理的な理由なく変更し再度照会するもの</u></p> <p><u>リ</u> 上記イからチまでに掲げるもののほか、<u>回答内容が歪曲して宣伝されるおそれがあるなど、本手続による文書回答が適切でない</u>と認められるもの</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2～7（省略）</p>	<p><u>リ</u> 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等（当該国、地域に住所又は居所を有する個人及び当該国、地域に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。）であるもの</p> <p><u>ヌ</u> 審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるもの</p> <p><u>ル</u> 上記イからヌまでに掲げるもののほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもの</p> <p><u>(例示)</u></p> <p>① <u>回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、国税に関する法令の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</u></p> <p>② <u>事前照会の前提となる国税に関する法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合</u></p> <p>③ <u>法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合</u></p> <p>2～7（同左）</p>

改 正 後

別紙1-4

チ ェ ッ ク シ ー ト

(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。)に関する法令(法令の改正過程にあるものを除く。)の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の照会である。	はい・いいえ
(4) 実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
(5) 照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ
(6) 事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(7) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(8) 照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(9) 照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(10) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ
(11) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(12) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
(13) 事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(14) 事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(削除)	(削除)
(15) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります(詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください)。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

改 正 前

別紙1-4

チ ェ ッ ク シ ー ト

(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。)に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の照会である。	はい・いいえ
(4) 実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
(5) 照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ
(6) 事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(7) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(8) 照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(9) 照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(10) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ
(11) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(12) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
(13) 事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(14) 事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(15) 事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(16) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります(詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください)。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

改 正 後	改 正 前
<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">[形式審査表の記載要領]</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 「13」欄……次のような性質を有するものでないこと。</p> <p>イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの <u>(同族会社等の行為又は計算の否認等の認定を必要とするものを含む。)</u></p> <p>ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの <u>(当該法令等により決定されるべき事項が未解決であるものを含む。)</u></p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ホ 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>ヘ 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等であるもの</p> <p>ト 審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるものや審査後において、当該事実関係を合理的な理由なく変更し再度照会するもの</p> <p>チ 上記のほか、<u>回答内容が歪曲して宣伝されるおそれがあるなど、本手続による回答が適切でない</u>と認められるもの</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">[形式審査表の記載要領]</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 「13」欄……次のような性質を有するものでないこと。</p> <p>イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの</p> <p>ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>ホ <u>同族会社等の行為又は計算の否認等に関わる取引等、通常の経済取引としては不合理と認められるもの。</u></p> <p>ヘ <u>税の軽減を主要な目的とするもの</u></p> <p>ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>チ 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等であるもの</p> <p>リ 審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるもの</p> <p>ヌ 上記のほか、本手続による回答が適切でないと認められるもの</p> <p><u>(例示)</u></p> <p>① <u>文書回答が、税法の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</u></p> <p>② <u>他の法令等により決定されるべき前提となる事項が未解決である場合</u></p>



改 正 後	改 正 前
5・6 (省略)	③ 法令の改正過程にある問題であり、現状における回答が困難である場合 5・6 (同左)

(決裁参考)

## 文書回答手続（事前照会）の事務運営指針の一部改正について

### 1 文書回答手続の概要

事前照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、個別の取引等に係る税務上の取扱いについて、文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。

### 2 改正点

文書回答の対象となる事前照会等の範囲については、照会内容を公表することにより納税者の予測可能性を向上させるという文書回答手続の趣旨や濫用防止の観点から、複数の要件が定められている。

この要件については、①項目が多く、類似するものがある、②抽象的な表現もあり、文書回答の対象になるかどうかの判断が難しい、といった意見が寄せられていたところ。

このような意見を踏まえ、今般、この要件のうち、類似する要件を統合するとともに、「税の軽減を主要な目的とするもの」のように、事前照会の段階において確定的に判断が困難な要件を削除するなど、要件の整理・合理化を行うこととしたい。

### 3 適用時期

令和3年7月1日以後に受け付けるものから適用する。

# 決裁・供覧

件名	令和5年度機構改正による沖縄国税事務所への審理官設置に伴う関係事務運営指針の一部改正について（事務運営指針）			文書番号		
				課 審 1-23		
伺い文	令和5年度機構改正 による沖縄国税事務所への審理官設置等に伴い、関係事務運営指針について所要の整備を行うため、別案1から別案4により関係事務運営指針の一部を改正し、各国税局長及び沖縄国税事務所長宛に発遣してよろしいか伺います。					
起案	起案日	令和05年06月19日		受付日		
	部署	国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理総括係		決裁	決裁処理期限日	
					決裁日	令和05年06月28日
	起案者	平岩 彩			施行処理期限日	
連絡先	■■■■			施行日	令和05年06月30日	
分類名称	大分類	公文書管理（その他）		施行	施行先	各国税局長及び沖縄国税事務所長
	中分類	訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯			施行者	国税庁長官
	名称（小分類）	【令和5年】【審総】事務運営指針及び事務運営指針関係書類			取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け	2
	秘密期間終了日				取扱制限	
	指定事由			保存	行政文書保存期間	10年
					保存期間満了時期	令和15年12月31日
決裁・供覧欄	<p>国税庁 星屋 和彦（次長） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 人事課 秘書係 福井 健広（係長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理総括係 平岩 彩（係長（国税実査官）【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 桑野 侑大（審査室長） 【後関】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 総務第一係 小濱 考雄（係長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 久田 訓寛（課長補佐【庁】） 【済】</p> <p>別紙1参照</p>					
備考欄						

# 別紙1

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係  
大木 美紀 (係長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係  
松元 奈々子 (主任【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係  
友部 瑠莉那 (事務官【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
松山 清人 (課長【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
比田勝 隆博 (国際調査管理官) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
尾張 佳也 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
宮本 温大 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
島本 豊暢 (主査(国税調査官)【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 総務係  
柳井谷 忍 (係長(国税調査官)【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 国際監理係  
原田 健史 (係長(国税調査官)【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 審理第一係  
中山 尚宏 (係長(国税調査官)【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 国際業務課  
田畑 健隆 (課長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 国際業務課  
片岡 絵里 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 国際業務課  
吉平 菜採 (係長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課  
吉岡 雅史 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 調査第一係  
秋葉 慎一 (係長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 調査第二係  
細野 秀雄 (係長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 調査第二係  
村上 晴香 (主任【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
上竹 良彦 (室長) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
竹中 茉莉子 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
吉場 英雄 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室 消費税第一係  
村林 由佳子 (係長(国税実査官)【庁】) 【済】

決  
裁  
・  
供  
覧  
欄  
(  
別  
紙  
)

# 別紙1

国税庁 課税部 課税総括課消費税室 諸税第二係  
高山 克哉 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
中島 格志 (資産評価企画官) 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
宇野沢 貴司 (資産評価企画官補佐) 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
松田 貴司 (資産評価企画官補佐) 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官 審理係  
井上 哲裕 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官 評価係  
久保田 裕己 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官 評価係  
落合 彩友里 (国税実査官【庁】) 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
江崎 純子 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
齋藤 保人 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
松尾 公二 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 法人課税課 総務係  
古上 晋吾 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 法人課税課 審理第一係  
中堀 弘樹 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
加藤 千博 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
林 ひとみ (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
高村 悠美子 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
十見 和真 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課 総務係  
福場 淳一 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課 監理第二係  
福田 進矢 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課  
山縣 哲也 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課  
沼田 千明 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課 総務係  
中島 聖 (係長 (国税実査官) 【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
山崎 博之 (課長【庁】) 【済】

決裁  
・  
供覧  
欄  
(別紙)



# 別紙1

国税庁 課税部 課税総括課  
門脇 瞬有 (国際課税企画官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
下野 哲史 (課税企画官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
出口 達也 (企画調整官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
越智 康博 (課長補佐【庁】) 【後関】

国税庁 課税部 課税総括課  
長内 泰祐 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
成瀬 洋平 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 調査第二係  
山口 達矢 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 税務手続係  
鴨志田 光佑 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 調整係  
金子 順一 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
山崎 諭司 (主任訟務専門官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
鎌田 絢子 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
馬淵 大樹 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
池内 学 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
山崎 栄二 (企画専門官【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 争訟支援係  
大川原 順一 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第五係  
外池 晃平 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第二係  
小笠原 大輔 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第一係  
玉城 司 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

決裁  
・  
供覧欄  
(別紙)

# 別紙2

件名  
(別紙)

課審1-24/課審1-25/課審1-26

文書番号  
(別紙)

国税庁 課税部 課税総括課 調整係  
向峠 綾  
課総2-41/課総2-42/課総2-43

国税庁 課税部 個人課税課 総務係  
平塚 真友香  
課個1-58

国税庁 課税部 法人課税課 審理第一係  
小林 哲  
課法2-11/課法2-13

国税庁 課税部 資産評価企画官 評価係  
落合 彩友里  
課評1-35

共同  
起案欄  
(別紙)

国税庁 長官官房 総務課 調査第二係  
村上 晴香  
官総4-28

国税庁 長官官房 国際業務課  
吉平 菜採  
官際1-103

国税庁 調査査察部 調査課 総務係  
進藤 幸路  
査調1-70/査調8-25

国税庁 課税部 課税総括課消費税室 諸税第二係  
澤野 史幸  
課消5 - 23

国税庁 課税部 資産課税課 監理第二係  
福田 進矢  
課資7-37

# 別案1

課 審 1 - ●

課 総 2 - ●

令和5年6月●日

各 国 税 局 長  
沖 縄 国 税 事 務 所 長  
殿

国 税 庁 長 官  
(官 印 省 略)

「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の  
一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、令和5年7月10日以降はこれによらねたい。

(趣旨)

令和5年度機構改正による沖縄国税事務所への審理官設置等に伴い、所要の整備を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事務処理体制の概要 事前照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 局における審査事務の体制 署又は局の部署で受け付けた事前照会は、局の審理課（審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官</u>をいう。以下同じ。）で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課（資料総括課を含む。）、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課（以下「主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。 ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。</p> <p>(3) （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 回答及び公表 (1) 回答 実質審査を了した場合には、関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイからハにより処理する。 なお、文書回答は局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官名</u>）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>7 （略）</p>	<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 事務処理体制の概要 事前照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 局における審査事務の体制 署又は局の部署で受け付けた事前照会は、局の審理課（審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官</u>、<u>沖縄国税事務所</u>にあつては課税総括課をいう。以下同じ。）で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課（以下「主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。 ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>3～5 （同左）</p> <p>6 回答及び公表 (1) 回答 実質審査を了した場合には、関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイからハにより処理する。 なお、文書回答は局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官名</u>、<u>沖縄国税事務所</u>にあつては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>7 （同左）</p>

改正後	改正前
別紙 1・2 (略)	別紙 1・2 (同左)



別紙 3

文書回答等を行う事前照会の事績整理票

事案番号	税目	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 源泉所得税 <input type="checkbox"/> 譲渡・山林所得 <input type="checkbox"/> 相続税・贈与税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税・間接諸税 <input type="checkbox"/> 酒税 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
局担当者 (関係課)	局	課	課	課
照会者 <input type="checkbox"/> 納税者 <input type="checkbox"/> その他	(照会者名) (役職等) (代理人)	照会年月日	年 月 日	
		審査開始日	年 月 日	
		処理年月日	年 月 日	
照会事項	【照会要旨】			
【回答要旨】				
処理態様	<input type="checkbox"/> 文書回答 <input type="checkbox"/> 非文書回答 (口頭回答: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)		非文書回答の理由	(事務運営指針の基準に該当しなかった項目を記載)

別紙 3

文書回答等を行う事前照会の事績整理票

整理番号	局名 担当者	納税者 その他	(照会者名) (役職等)	関係課	担当者	照会年月日	審査開始日	決裁(合意)欄		
								課長	課長	課長
								課	課	課
【照会事項】										
【事実関係】										
【照会要旨】										
【回答要旨等】										
処理年月日	処理態様	文書回答・非文書回答 (口頭回答=有・無)								

改正後

【検討内容】

改正前

【検討内容】

改正後	改正前
別紙3付表～別紙8 (略)	別紙3付表～別紙8 (同左)